

第2期摂津市障害福祉計画

平成21年度～23年度

摂 津 市

平成21年3月

発刊にあたって

平成18年4月、障害のある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう必要な支援を行い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的に掲げた障害者自立支援法が施行されました。しかし、その一方で原則1割の利用者負担制度が導入されるなど、これまでの障害福祉のあり方から大きな転換が図られました。同法はそれまでの制度を大幅に見直したものであり、法の着実な定着を図るとともに利用者負担などの課題に対応する必要があることから、平成18年12月に法の円滑な運営のための特別対策を実施し、平成19年12月には「1. 利用者負担のさらなる軽減措置」、「2. 事業者に対する激変緩和措置」、「3. 新法への移行の円滑化のための緊急的な経過措置」を柱とする緊急措置を講じています。

また、平成21年2月に与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームが取りまとめた障害者自立支援法の抜本的な見直しの基本方針（案）では、軽減された負担水準を継続し、将来的にはさらに負担水準を引き下げることや原則1割の利用者負担制度を改め、所得に応じて自己負担する方式（応能負担）を導入することとしています。障害者自立支援法を取り巻く環境は大きく変化し、法の基本的な改革理念を維持できるのか予断を許さない状況にあります。

本市におきましては、平成19年3月に平成18年度から20年度までの各年度及び平成23年度の障害福祉サービス等の必要見込量を設定し、その確保のための方策等を示した「第1期摂津市障害福祉計画」を策定し、障害福祉施策の充実に努めてまいりました。「第2期摂津市障害福祉計画」は平成23年度の目標に対する中間段階として摂津市の実態を検証し、具体的な対策を打ち出す役目を担っております。第2期計画の策定にあたっては、平成23年度の数値目標と事業者の参入状況・意向、障害者のアンケート調査等の結果、サービスの実績等を比較分析し、大阪府が示す「三島障害保健福祉圏域」単位の基盤整備を視野にいれながら、障害福祉サービス等の基盤整備に係る具体的な方策を検討いたしました。

本計画に基づき障害福祉施策の充実を図ることによって、本市のまちづくりの大きなテーマであります「人間基礎教育」の考え方に立った元気な地域づくり、そしてそれを支える人づくりに結びつくものと確信しております。市民のみなさまと関係各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりましたが、本計画策定にあたり「摂津市障害者施策推進協議会」の委員のみなさまをはじめ、団体・市民の方々から貴重なご意見をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

平成21年3月

摂津市長 森山 一正

摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、この市民憲章をさだめます。

1. みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
2. みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
3. みんなでそだてよう 花とみどりの きれいなまちを
4. みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
5. みんなでのばそう かおりの高い 文化のまちを

(昭和 46 年 11 月 1 日制定)

【 目 次 】

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	2
3	計画の対象	2
4	計画の位置づけと上位・関連計画	3
5	法令による根拠、国の基本指針の変更	4
6	策定の経緯	6
7	目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方	7
第2章	本市の障害のある方の現状	9
1	障害のある方の推移	9
2	障害福祉サービス等の受給者の状況	13
3	第1期計画の目標と実績の比較	15
4	障害福祉サービス等の実施状況	17
第3章	基本理念と地域生活への移行目標	31
1	基本理念	31
2	基本的な考え方	33
3	目標	35
第4章	施策の方向性	38
1	必要な訪問系サービスの推進	38
2	日中活動系サービスの確保	42
3	地域生活への移行を支える居住施策の推進	48
4	一般就労にむけた支援の連携と福祉的就労の場の支援	53
5	相談・サービス提供体制の整備	60
6	市が実施主体となる地域生活支援事業の推進	68
第5章	計画の推進体制	73
1	庁内の連携	73
2	障害のある方や住民による取り組みの推進	73
3	サービス提供事業者や民間事業者の役割	73
4	地域全体での取り組み	74
5	計画の広報・啓発活動	74
6	近隣市町との連携の強化	74
資 料		75
1	計画策定の経緯	75
2	摂津市障害者施策推進協議会	76
3	障害のある方のニーズ調査の結果概要	80

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

■障害のある方が地域で安心して自立した生活を営むことができるように障害福祉サービス等の整備方針を定めるもの

- 障害福祉計画は「障害者自立支援法」による法定計画で、障害のある方が有する能力や適性に応じて地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的に障害福祉サービスや地域生活支援事業等の平成23年度までの整備方針を示すものです。

■方針の継承とともにサービスの有機的な連携を意識しつつ、現況分析から具体的な方策を検討することが必要

- 第1期摂津市障害福祉計画（以下「第1期計画」）では、国の定めた基本的な指針（①必要な訪問系サービスを保障、②希望する障害者に日中活動サービスを保障、③グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進、④福祉施設から一般就労への移行等を推進）により、新サービス体系への移行をふくめた平成23年度の必要なサービス見込量やその整備方針を示すとともに、市立で通所等の障害者（児）福祉施設を設置してきたことや、就労支援等において障害福祉サービス等と他のサービスとの有機的な連携について示すなど、摂津市の実態にそった計画を策定しました。
- 第2期摂津市障害福祉計画（以下「第2期計画」）は第1期計画が平成20年度で計画期間を終えることをうけて、平成23年度の目標に対する中間段階として、摂津市の実態を検証し、具体的な対策を打ち出す役目を担っています。第2期計画の策定にあたっては、第1期計画で示された障害福祉サービス等の整備方針を継承しつつ、平成23年度の数値目標や事業者参入状況・意向、障害のある方のアンケート調査等の結果、サービスの実績等を比較分析し、大阪府が示す「三島障害保健福祉圏域」単位の基盤整備を視野にいれながら、障害福祉サービス等の基盤整備に係る具体的な方策を検討しています。

■法定計画である以上、障害者自立支援法の見直しを注視

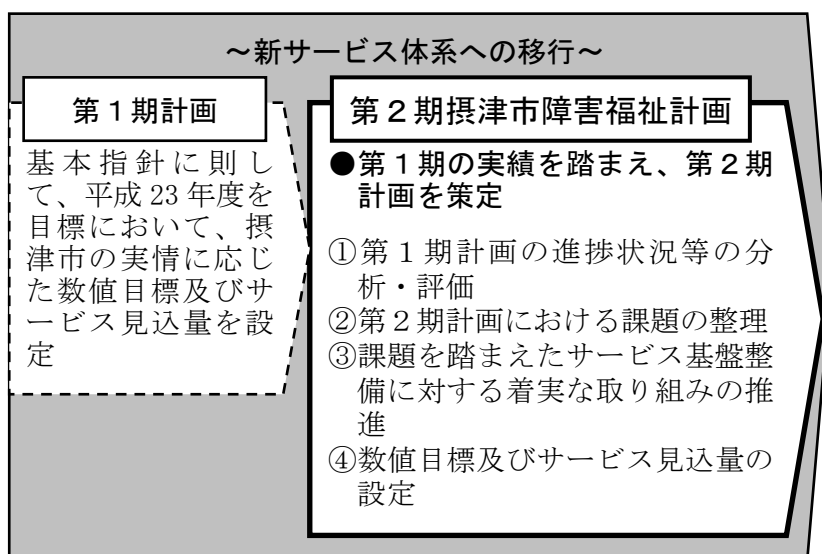
- 一方、国は障害者自立支援法の定着を図るために、同法の施行後、「障害者自立支援法円滑施行特別対策」や「障害者自立支援法の抜本の見直しに向けた緊急措置」を示しました。また、本計画策定後に法の抜本の見直しも予定されています。
- 第1期計画と同様に第2期計画においても制度が流動的であるため、今後の国の動向や指針の提示などを注視して計画を策定しています。

2 計画期間

本計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。(第1期：平成18年度～20年度、第2期：平成21年度～23年度)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度

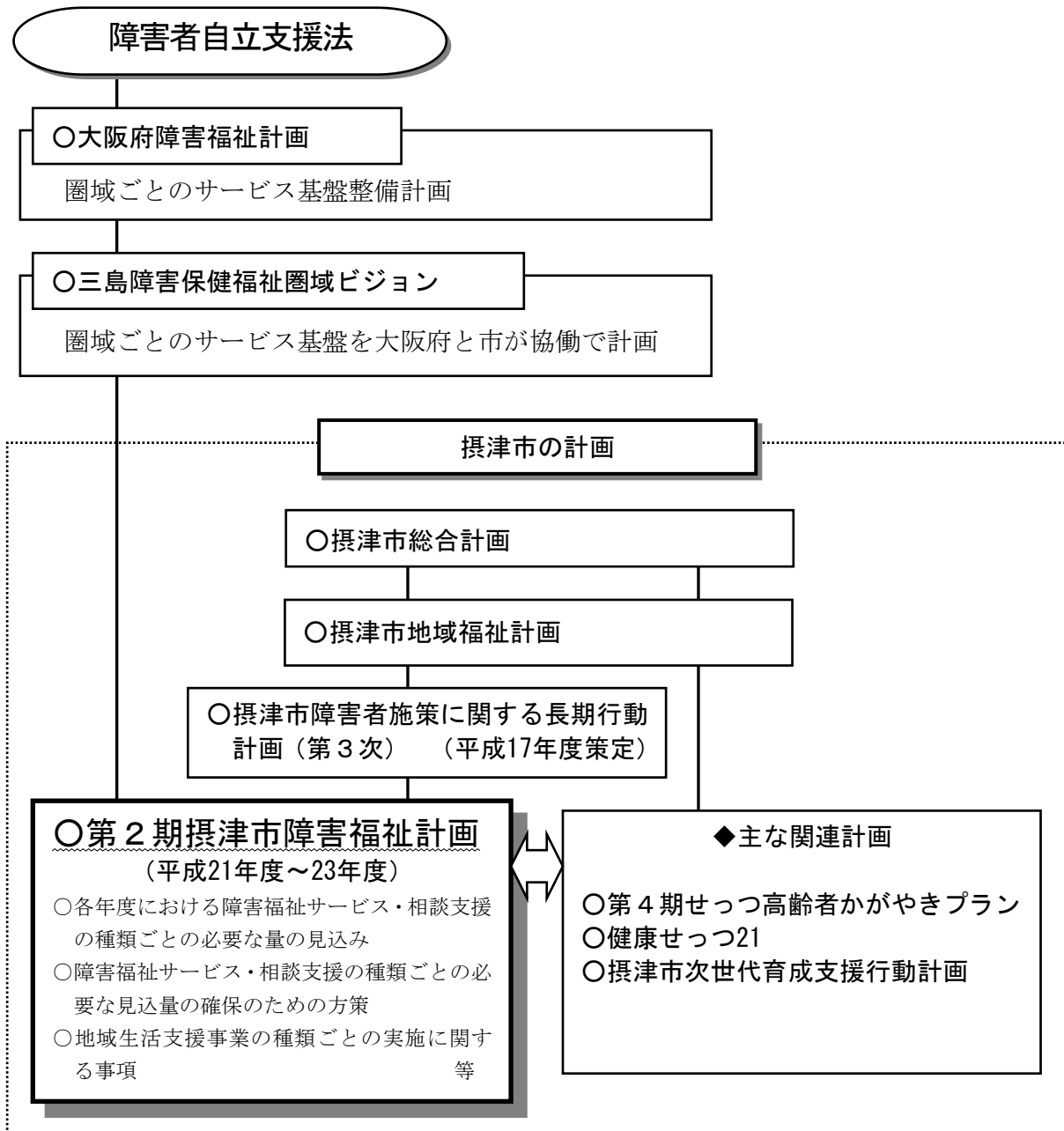
摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）



3 計画の対象

本計画が対象とする「障害者」とは、障害者基本法第2条で定められている「身体障害、知的障害、または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、現行の障害認定基準だけではとらえきれない「てんかん及び難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障のある人」、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある方」など、日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要とする人も指します。

4 計画の位置づけと上位・関連計画



5 法令による根拠、国の基本指針の変更

(1) 法令などによる本計画の根拠

本計画は、障害者自立支援法第88条の規定^①に基づき策定するものです。なお、「市町村障害福祉計画」の策定にあたっては、同法において国の定める「基本指針」（厚生労働省告示第395号）に則することも併せて規定されており、本計画もそれに基づいて策定します。

(2) 近年の関連法令の動向

- ・平成17年4月 発達障害者支援法施行
発達障害のある方への発達支援に関する国や地方公共団体の責務について定めました。
- ・平成18年4月 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律全面施行
精神障害の方に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携による就業支援
- ・平成18年4月 障害者自立支援法一部施行
- ・平成18年6月 学校教育法等の一部を改正する法律成立
児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正
- ・平成18年10月 障害者自立支援法全面施行

(3) 障害者自立支援法の施行後の動き

○障害福祉に係る制度は障害者自立支援法の施行によってそれまでになかった程に大きく変わりました。このような大幅な制度改革に対し、実態との課題等に対応する必要があることから、国は「障害者自立支援法円滑施行特別対策」（以下「特別対策」と）と「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」（以下「緊急措置」）を打ち出しました。

○平成18年12月に示された「特別対策」は、平成20年度までの3年間を対象に、①利用者負担の軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への移行等のための緊急的な経過措置を講じるものでした。

○さらに、その後、「特別対策」での取り組みをさらに充実する方向で、平成19年12月に

^① 第88条第1項

市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第88条第4項

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

等

「緊急措置」が示されました。平成20年度からは「緊急措置」によって、利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進等の対策が始まっています。

- 平成20年12月10日には国の社会保障審議会障害者部会において障害者自立支援法の施行後3年の見直しについての報告書（案）が提示されました。これを受けて本計画策定後に法の抜本的な見直しが予定されています。

（4）国の基本指針に新たに加わった規定

①都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進

- ・市単体ではサービス基盤整備が難しい場合、障害保健福祉圏域等の単位で平成23年度において必要となるサービスの見通しを明らかにする。

②障害者の地域生活への移行の一層の促進

- ・施設入所者数の削減目標は、平成23年度末の施設入所者数を第1期障害福祉計画作成時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定する。
- ・大阪府が実施する「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数に対し市としても必要な指定障害福祉サービス等の見込量に留意する。

③相談支援体制の充実・強化

- ・相談支援体制の充実・強化を図るため、地域自立支援協議会の具体的な機能や在り方について、障害福祉計画において明確化する。

④一般就労への移行支援の強化

- ・障害者の一般就労への移行を一層促進するため、障害者等に対し、障害者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに、一般就労への円滑な移行のため、工賃倍増5か年計画等を障害福祉計画に位置づけることや重点施策実施5か年計画や地方自治法施行令の改正を踏まえ、官公需における受注機会の拡大について、障害福祉計画に記載すること等により、一般就労に対する取り組みを一層推進する。

6 策定の経緯

(1) 障害のある方、障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握

障害福祉サービスの利用状況や利用意向について障害のある方を対象に「第2期摂津市障害福祉計画策定のためのニーズ調査」（以下「障害のある方のニーズ調査」と表記）を実施しました。また、当事者団体及び関連団体、事業者を対象として、各団体における活動の実態や課題、サービス提供事業所の新体系サービスへの移行希望等をヒアリング調査で把握しました。

(2) 摂津市障害者施策推進協議会による計画策定の検討

ヒアリング調査結果等の分析を行い、国や大阪府の指針等も踏まえた障害福祉計画を検討する必要があることから、保健、医療、福祉関係者や当事者団体などの各代表により構成された「摂津市障害者施策推進協議会」が計画策定委員会を兼任し、計画の方向性や具体的な取り組みの検討を行いました。

(3) 市内での検討・協議

障害者施策は、保健・医療・福祉の分野だけにとどまらず、障害のある方のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野の視点から施策を実施していく必要があります。そのため、本計画の各施策に関連する担当部課係との協議・調整を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民のみなさまに、計画の内容を精査していただくため、計画案を本市のホームページや公民館等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

7 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

- 第1期計画の策定に際して国が基本指針で示した考え方を、第2期計画の策定に当たっても基本的に踏襲します。
- 第1期計画では摂津市の実態に即した目標値の設定に努めたものの、障害者自立支援法の施行時期直後の策定であったため、新たなサービスの見込量を実績にもとづいて設定することが難しい状況にありました。
- このため、本計画の策定に当たっては、第1期計画の現状を把握し、地域における課題等を踏まえて実施すべき事項等を検討し、目標値を適切に補正（上方・下方）するとともに、障害のある方のニーズを踏まえた必要なサービス量を見込みます。
- 見込量の単位としては、これまで設定していた時間等とともに利用者数も新たに明記します。
- 退院可能精神障害者数及びその減少目標値については、第1期計画で設定した数値を踏襲します。国において行われた「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」での議論を踏まえています。
- また、別途、大阪府が設定する「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数に対し、本市としてもこれに必要な指定障害福祉サービス等の見込量の設定に留意します。

第1期計画策定時に国が定めた目標の項目

- ◎「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」のサービス見込量の設定
- ◎平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざします。これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定します。
- ◎平成24年度までに精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という）の解消をめざします。これにあわせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画^②における基準病床数の見直しを進めます。
- ◎平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざします。これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、「就労継続支援」利用者のうち、3割はA型をめざします。
- ◎地域生活支援事業の事業量の設定

^② 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療計画です。

サービス見込量の算出方法

本市では、大阪府が示した「第2期市町村障害福祉計画にかかる障害福祉サービス見込量算出方法」とワークシートに基づき、これまでの実績を踏まえて障害福祉サービス等の見込量を算出することとしました。ワークシートによる見込量の算出の際には、障害のある方へのアンケート調査やサービス提供事業所の基盤調査から想定されるニーズ量と供給量も加味して数値の補正を行っています。

障害福祉サービス見込量の算出について大阪府が示した基本的な考え方は次のとおりです。

- 地域移行を実現するためのサービス基盤の整備と併せて、障がい福祉サービス水準における市町村格差の是正を図ることが求められている。
- 障がい福祉計画における障がい福祉サービスの見込量の算定に当たっては、障がい福祉サービスの利用者と未利用者を含めた各市町村の全ての障がい者のニーズを的確に把握することが基本である。
- また、更生施設や授産施設など従来の施設等から新体系サービスへの移行が進んでいない状況において、日中活動系・居住系サービスに係るサービス見込量を推計するには、障がい者のニーズに加え、事業者の参入意向などを踏まえる必要がある。
- その上で、各障がい福祉サービスの総量を見込むためには、今後のサービス利用者数と一人当たりの平均利用量を見込むことが必要と考える。

～ 今後のサービス利用者（訪問系・日中活動系・グループホーム等）の捉え方 ～

①現在の新体系サービス利用者

+

【主な新規利用者】

- ②府立入所施設からの地域移行者
- ③民間入所施設からの地域移行者
- ④退院可能な精神障がい者
- ⑤現在旧法の入所施設利用者の内、新体系サービスへ移行した障がい者支援施設の利用者
- ⑥現在旧法通所施設の利用者
- ⑦現在小規模通所授産施設及び福祉作業所の利用者
- ⑧支援学校からの新規卒業者
- ⑨在宅のサービス未利用者のうち、利用ニーズを有する者

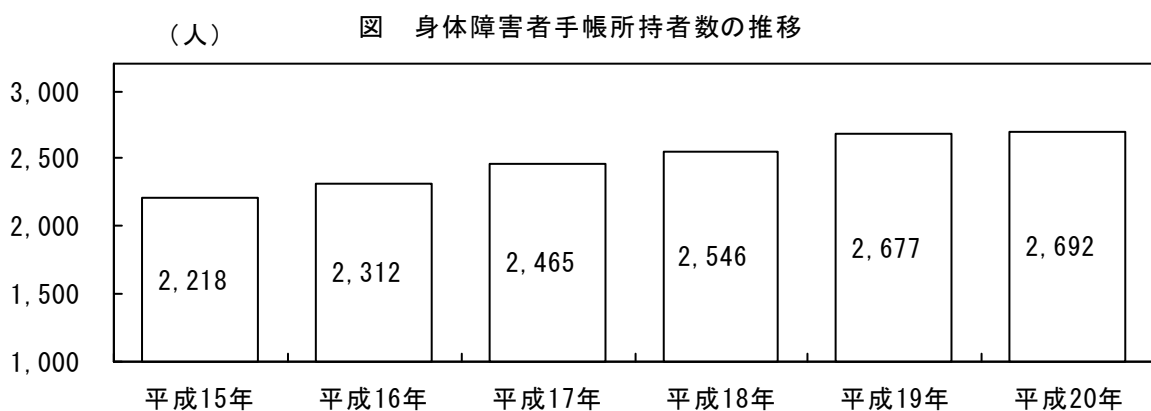
* 大阪府の資料は「障害」を「障がい」と表記しています。

第2章 本市の障害のある方の現状

1 障害のある方の推移

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移

平成 20 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数は 2,692 人で、平成 15 年 4 月 1 日の 2,218 人から平成 20 年 4 月 1 日まで年々増加しています。平成 20 年 4 月 1 日の身体障害者手帳所持者数を平成 15 年 4 月 1 日の数値と比較すると約 1.21 倍となっています。

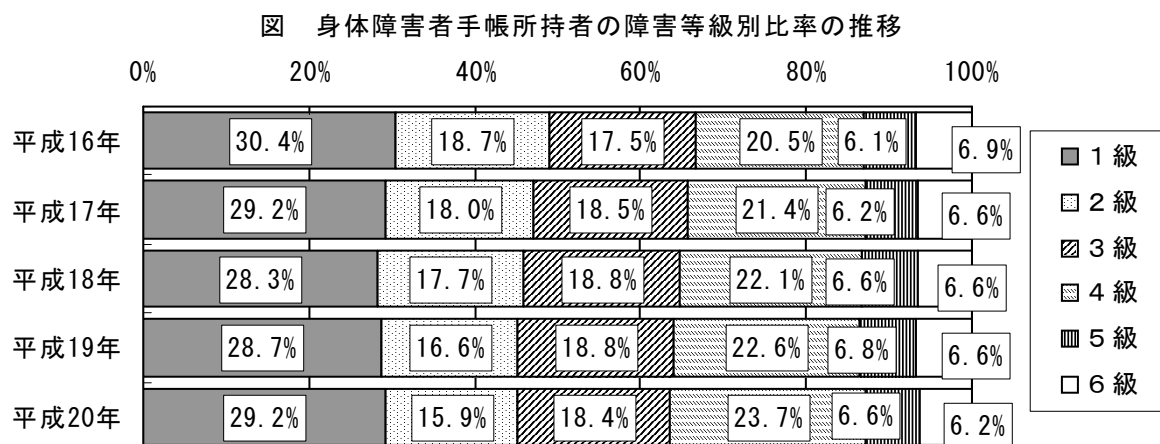


* 4月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

◆ 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移

身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、平成 16 年 4 月 1 日に対する平成 20 年 4 月 1 日の差は 4 級が 3.2 ポイント増で最も高く、次いで 3 級 (0.9 ポイント増) となっています。平成 20 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者の障害等級別比率をみると、1 級が 29.2% で最も多く、次いで 4 級 (23.7%) となっています。



* 4月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

◆ 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、視覚障害は平成20年4月1日が196人で平成15年4月1日の197人からほぼ横ばいとなっています。聴覚・平衡障害は平成20年4月1日が204人で平成15年4月1日の186人から18人増加しています。音声・言語障害は平成20年4月1日が43人で平成15年4月1日の30人から13人増加しています。肢体不自由は平成15年4月1日から平成20年4月1日まで年々増加し、平成20年4月1日は平成15年4月1日の1,274人から267人増の1,541人となっています。また、内部障害は平成20年4月1日が708人で平成15年4月1日の531人から年々増加しています。

平成20年4月1日の障害種類別の身体障害者手帳所持者数を比較すると、肢体不自由が1,541人で最も多く、次いで内部障害の708人となっています。

表 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

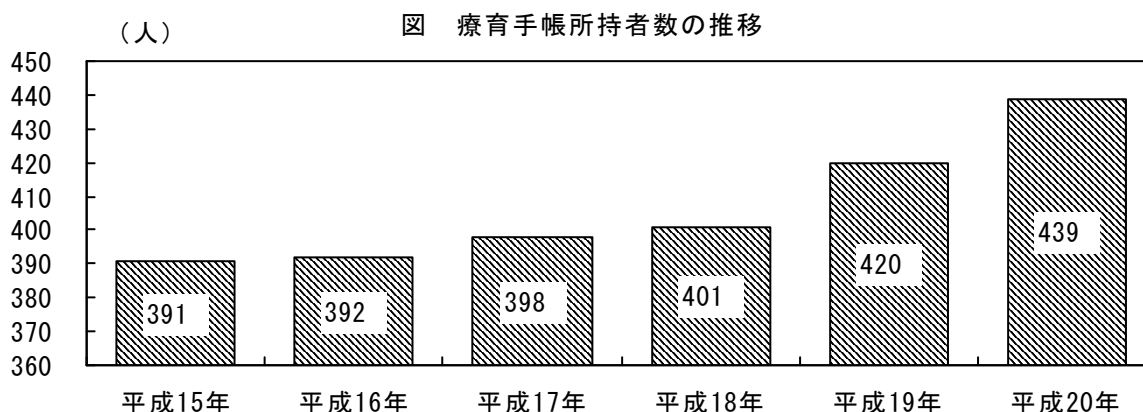
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
視覚障害	197	197	193	195	197	196
聴覚・平衡障害	186	202	202	204	218	204
音声・言語障害	30	30	43	44	47	43
肢体不自由	1,274	1,331	1,410	1,462	1,530	1,541
内部障害	531	552	617	641	685	708
合計	2,218	2,312	2,465	2,546	2,677	2,692

* 4月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

◆ 療育手帳所持者数の推移

平成20年4月1日現在の療育手帳所持者数は439人で、平成15年4月1日の391人から年々増加しています。



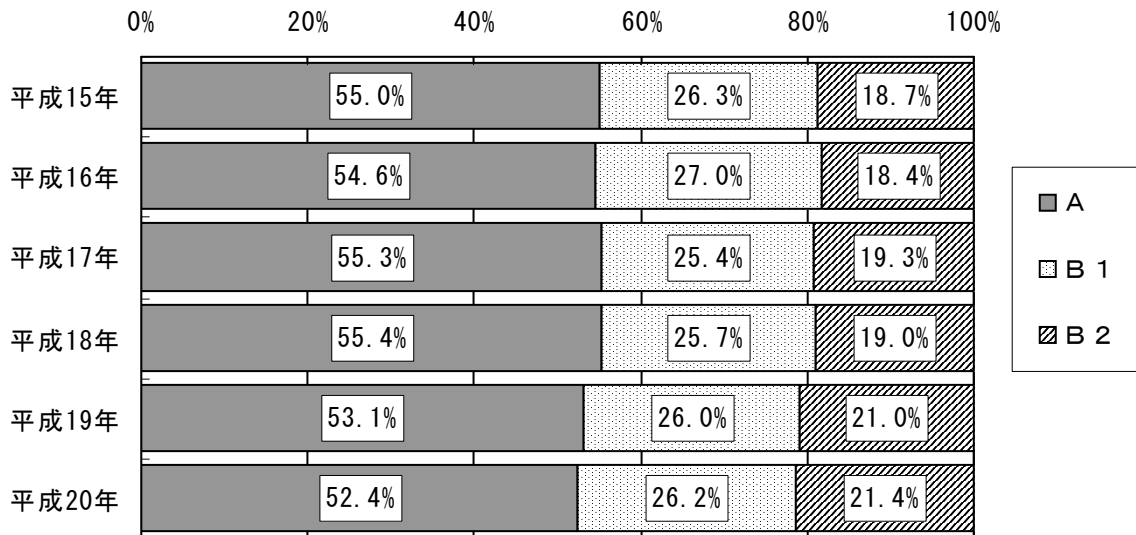
* 4月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

◆ 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移

平成20年4月1日現在と平成15年4月1日の障害程度別比率を比較すると、A（2.6ポイント減）は減少し、B1はほぼ横ばいとなっていますが、B2（2.7ポイント増）では比率が増加しています。平成20年4月1日現在の療育手帳所持者の障害程度別比率をみると、Aが52.4%で最も多く、次いでB1（26.2%）となっています。

図 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移



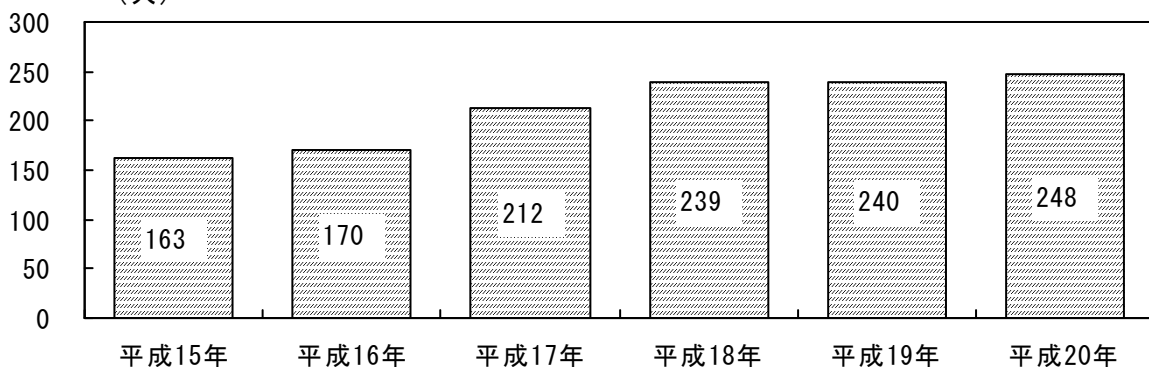
* 4月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成20年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は248人で、平成15年4月1日の163人から年々増加しています。精神障害の方は手帳所持者だけでなく、自立支援医療費受給者（従前の通院医療費公費負担制度交付者）なども含め、潜在的にはさらに多いと考えられています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

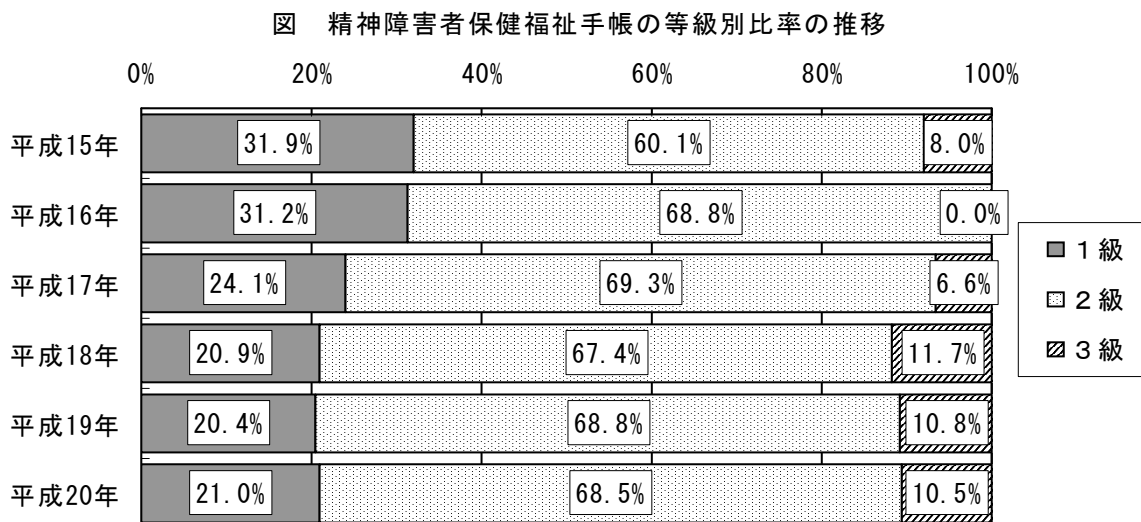


* 4月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

◆ 精神障害者保健福祉手帳の等級別比率の推移

精神障害者保健福祉手帳の等級別比率の推移をみると、1級は平成20年4月1日現在で21.0%となっており、平成15年4月1日の31.9%から年々減少しています。2級は平成15年4月1日の60.1%から平成17年4月1日の69.3%まで増加しましたが、その後、平成18～20年は60%台の後半で推移しています。平成20年4月1日現在で精神障害者保健福祉手帳の等級別の比率みると、2級が68.5%で最も多く、次いで1級(21.0%)となっています。



* 4月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

◆ 障害者の年齢別比率

いずれかの手帳所持者について、18歳以上の比率を年齢別でみると、身体障害の方は65歳以上の手帳所持者が60.8%で18～64歳の39.2%を21.6ポイント上回っています。知的障害の方と精神障害の方では65歳以上の手帳所持者より18～64歳での比率が高くなっています。

表 障害者の年齢別比率

(単位：%)

	18～64歳	65歳以上
身体障害者	39.2%	60.8%
知的障害者	95.9%	4.1%
精神障害者	83.8%	16.3%

資料：摂津市障害福祉課

2 障害福祉サービス等の受給者の状況

◆ 障害福祉サービス受給者数の推移

障害者自立支援法が全面施行された平成18年10月以降について、障害福祉サービスの受給者数の推移をみると、受給者数の合計は平成19年10月まで半年ごとに増加傾向にあり、その後平成20年4月までは400人前後で推移しています。

平成18年10月に対する平成20年4月の受給者数をみると、精神障害の方の約1.6倍が最も高く、次いで知的障害の方と障害のある児童の約1.2倍となっています。身体障害の方については70人台で推移しています。

表 障害福祉サービス受給者数の推移

(単位：人)

		平成18年	平成19年		平成20年
		10月	4月	10月	4月
支給決定者の 実人数	身体障害者	74	77	77	72
	知的障害者	145	169	170	172
	精神障害者	27	30	37	43
	障害児	94	101	125	113
	合計	340	377	409	400

資料：摂津市障害福祉課

◆ 施設訓練等支援費受給者数の推移（旧法施設分）

施設訓練等支援費受給者数の推移をみると、施設から地域に移行する流れの中で、身体障害の方は平成20年4月が17人で平成18年10月の18人から1人減少しています。一方、知的障害の方は平成20年4月が96人で平成18年10月の90人から6人増加しています。

平成20年4月で障害別に比較すると、知的障害の方が96人で身体障害の方の17人を79人上回っています。

表 施設訓練等支援費受給者数の推移（旧法施設分）

(単位：人)

		平成18年	平成19年		平成20年
		10月	4月	10月	4月
支給決定者の 実人数	身体障害者	18	16	17	17
	知的障害者	90	96	96	96
	合計	108	112	113	113

資料：摂津市障害福祉課

◆ 新体系 訪問系サービス^③受給者数の推移

訪問系サービス受給者数の推移をみると、受給者数の合計は半年ごとに増加し、平成20年4月には143人となっています。

表 新体系 訪問系サービス受給者数の推移

(単位：人)

平成18年10月に対する平成20年4月の受給者数をみると、精神障害の方が約1.8倍で最も高く、次いで知的障害の方の約1.6倍、障害のある児童の約1.3倍となっています。身体障害の方については60人前後で推移しています。

		平成18年	平成19年		平成20年
		10月	4月	10月	4月
支給決定者の 実人数	身体障害者	55	63	64	57
	知的障害者	14	19	18	22
	精神障害者	22	25	34	39
	障害児	20	22	23	25
	合計	111	129	139	143

資料：摂津市障害福祉課

◆ 新体系 日中活動系サービス^④受給者数の推移

日中活動系サービス受給者数の推移をみると、受給者数の合計は障害者自立支援法が全面施行後1年経った平成19年10月まで増加傾向にあり、その後110人台で推移しています。

表 新体系 日中活動系サービス受給者数の推移

(単位：人)

平成20年4月で障害別に比較すると、障害のある児童が77人で最も多く、次いで知的障害の方の22人となっています。

		平成18年	平成19年		平成20年
		10月	4月	10月	4月
支給決定者の 実人数	身体障害者	10	11	15	14
	知的障害者	8	13	14	22
	精神障害者	0	0	1	2
	障害児	57	65	89	77
	合計	75	89	119	115

資料：摂津市障害福祉課

◆ 新体系 施設入所サービス受給者数の推移

施設入所サービス受給者数の推移をみると、受給者数の合計は半年ごとに増加しており、平成20年4月現在で15人となっています。

表 新体系 施設入所サービス受給者数の推移

(単位：人)

平成20年4月で障害別に比較すると、知的障害の方が10人で身体障害の方(5人)を上回っています。

		平成18年	平成19年		平成20年
		10月	4月	10月	4月
支給決定者の 実人数	身体障害者	2	2	5	5
	知的障害者	0	3	3	10
	合計	2	5	8	15

資料：摂津市障害福祉課

③ 訪問系サービスとは障害者自立支援法にもとづく訪問による生活支援のことで、自立支援給付の居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問看護、行動援護と重度障害者等包括支援などを含んでいます。

④ 日中活動系サービスとは障害者自立支援法にもとづいて施設等で昼間の活動を支援するものです。

3 第1期計画の目標と実績の比較

3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所者数は平成18年10月では1人、平成19年10月では2人少なくなり、徐々に福祉施設から地域生活への移行が進んでいます。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行の現状と目標

(単位：人、%)

	平成17年 10月	平成18年 10月	平成19年 10月	平成23年度 末の目標
入所者数	73	72	70	66
平成17年10月以降の削減数	0	1	2	7
平成17年10月の入所者数に対する削減した人数の比率	0.0%	1.4%	2.7%	9.6%
地域生活移行者数（施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した数）	平成19年度までに4人が移行			17

* 施設入所から地域生活に移行する方の数値目標は大阪府が示している各施設種類別の「地域移行対象者」の出現率に基づいて算出した人数です。新たに施設に入所される方も加味して、平成23年度末時点の施設入所者数を7人（9.6%）削減することを目標としています。

* 地域生活移行者数（施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した数）の平成23年度末の目標は第1期計画では16人と設定していましたが、第2期計画では1人多い17人としています。

資料：摂津市障害福祉課

3-2 入院中の精神障害の方の地域生活への移行

退院可能精神障害者の内、退院した人数は1人あるいは2人で推移しています。

表 入院中の精神障害の方の地域生活への移行の現状と目標

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成23年度 末の目標
退院可能精神障害者の内、退院した人数	1	2	1	12

* 退院可能精神障害者とは、大阪府の平成17年度の精神科在院患者調査結果算出したもので、本市で該当する方は14人です。

資料：摂津市障害福祉課

3-3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数は1人あるいは2人で推移しています。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行の現状と目標

(単位：人、倍)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 23 年度 末の目標
福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数（年間）	2	2	1	9
平成 17 年度に対して何倍か	—	1 倍	0.5 倍	4.5 倍

資料：摂津市障害福祉課

4 障害福祉サービス等の実施状況

4-1 訪問系サービスの利用状況

◆ 訪問系サービスの見込量と実績

- ・ 訪問系サービスの利用実績時間は平成18～19年度にかけて三障害ともに伸びています。
- ・ 平成19年度現在、身体障害の方は実績値が見込量を上回っていますが、知的障害の方では65.0%、精神障害の方では79.1%、障害のある児童では71.6%の達成率となっています。

表 訪問系サービスの見込量と実績

(単位：時間分)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
身体障害者	見込量	750	906	1,062
	実績	800	1,143	—
	達成率	106.7%	126.2%	—
知的障害者	見込量	144	183	222
	実績	115	119	—
	達成率	79.9%	65.0%	—
精神障害者	見込量	157	220	283
	実績	152	174	—
	達成率	96.8%	79.1%	—
障害児	見込量	117	134	154
	実績	96	96	—
	達成率	82.1%	71.6%	—
合計	見込量	1,168	1,443	1,721
	実績	1,163	1,532	—
	達成率	99.6%	106.2%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 訪問系サービスの提供事業所数

- ・ 平成20年現在、市内のサービス提供事業所は身体障害の方が11箇所でも多く、次いで知的障害の方の10箇所となっています。市内では主に社会福祉協議会を中心に居宅介護（ホームヘルプサービス）が提供されています。
- ・ 精神障害の方のサービス提供事業所は市内では社会福祉協議会を含む2箇所となっています。
- ・ なお、平成20年10月現在、行動援護提供事業所は市内に1箇所あります。重度訪問看護や重度障害者等包括支援のサービス提供事業所は市内にないため三島障害保健福祉圏域で提供を行っています。

表 市内の居宅介護（ホームヘルプサービス）提供事業所数の推移

(単位：事業所)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者	6	6	9	10	10	11
知的障害者	4	4	7	7	9	10
精神障害者	1	1	1	1	1	2
障害児	2	2	6	6	6	7

* 10月1日現在

* 平成17年までは支援費制度、平成18年からは障害者自立支援法に基づくサービス

資料：摂津市障害福祉課

4-2 短期入所（ショートステイ）の利用状況

- ・ 身体障害の方と知的障害の方では概ね30人日分程度の実績があります。
- ・ 市内では「市立みきの路」において5床、桜苑で2床を確保しています。
- ・ 利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図っていくことや精神障害の方と障害のある児童に対するサービスの確保が課題となっています。

表 短期入所（ショートステイ）の見込量と実績
(単位：人日分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者	見込量	30	35	40
	実績	31	28	—
	達成率	103.3%	80.0%	—
知的障害者	見込量	30	62	74
	実績	29	34	—
	達成率	96.7%	54.8%	—
精神障害者	見込量	4	5	6
	実績	0	0	—
	達成率	0.0%	0.0%	—
障害児	見込量	4	11	15
	実績	1	2	—
	達成率	25.0%	18.2%	—
合計	見込量	68	113	135
	実績	61	64	—
	達成率	89.7%	56.6%	—

資料：摂津市障害福祉課

表 市内の短期入所（ショートステイ）の床数の現況

(単位：床)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者	2	2	2	2	2	2
知的障害者	5	5	5	5	5	5
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0

* 10月1日現在

資料：摂津市障害福祉課

4-3 日中活動系サービスの利用状況

◆ 市内の日中活動系サービスの提供事業所

新体系サービスへの移行は「市立みきの路」などでみられます。小規模通所授産施設や福祉作業所では平成20年11月現在で新体系サービスに移行した施設はありませんが、平成21年4月に移行を予定しているところがあります。

表 市内の日中活動系サービスの提供事業所の現況

	平成20年11月
生活介護	市立みきの路、 基準該当生活介護として「とりかい 白鷺園」
療養介護	—
自立訓練（生活訓練）	—
就労移行支援	—
就労継続支援（A型）	—
就労継続支援（B型）	—
地域活動支援センター	—
児童デイサービス	市立障害児童センター
児童用の日中一時支援	市立障害児童センター
日中一時支援	市立みきの路、市立はばたき園

資料：摂津市障害福祉課

◆ 旧法の通所施設など

表 旧法の通所施設など

	平成20年11月
摂津ハッピー作業所	知的障害者通所授産施設（小規模）
あけぼの workshop	精神障害者通所授産施設（小規模）
作業所 あい	知的障害者通所授産施設（小規模）
摂津交流センター バクの家	身体障害者通所授産施設（小規模）
作業所 風と夢	知的障害者通所授産施設（小規模）
ひまわり作業所	福祉作業所
マインドプラザ・OWL	福祉作業所（精神）
地域活動支援センターあしすと	福祉作業所（精神）
市立ひびき園	知的障害者通所授産施設
市立はばたき園	知的障害者通所更生施設
せつつくすのき	摂津市障害者職業能力開発センター
市立身体障害者福祉センター	身体障害者デイサービス

* 平成20年11月

資料：摂津市障害福祉課

◆ 生活介護の見込量と実績

- 平成 18～19 年度にかけて、生活介護の利用実績は身体障害の方で 23 人日分から 38 人日分に増加していますが、知的障害の方では 367 人日分から 182 人日分まで減少しています。精神障害の方に対する実績はありません。
- 平成 19 年度現在、知的障害の方は 45.5%、身体神障害の方は 25.3%の達成率となっています。

表 生活介護の見込量と実績

(単位：人日分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者	見込量	30	150	540
	実績	23	38	—
	達成率	76.7%	25.3%	—
知的障害者	見込量	230	400	1,630
	実績	367	182	—
	達成率	159.6%	45.5%	—
精神障害者	見込量	0	40	80
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
合計	見込量	260	590	2,250
	実績	390	220	—
	達成率	150.0%	37.3%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 自立訓練の見込量と実績

- 自立訓練は平成 19 年度から身体障害の方の利用実績があります。知的障害の方、精神障害の方では実績がありません。

表 自立訓練の見込量と実績

(単位：人日分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者 (機能訓練)	見込量	0	0	30
	実績	0	17	—
	達成率	—	—	—
知的障害者 (生活訓練)	見込量	0	90	120
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
精神障害者 (生活訓練)	見込量	0	30	40
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
合計	見込量	0	120	190
	実績	0	17	—
	達成率	—	14.2%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 就労移行支援の見込量と実績

- ・ 就労移行支援は平成19年度から精神障害の方の利用実績があります。身体障害の方、知的障害の方では実績がありません。
- ・ 平成19年度現在、精神障害の方は63.3%の達成率となっています。

表 就労移行支援の見込量と実績

(単位：人日分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者	見込量	0	30	60
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
知的障害者	見込量	0	180	210
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
精神障害者	見込量	0	30	40
	実績	0	19	—
	達成率	—	63.3%	—
合計	見込量	0	240	310
	実績	0	19	—
	達成率	—	7.9%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 就労継続支援（A型）の見込量と実績

- ・ 就労継続支援（A型）は平成18～19年度にかけて見込量の設定がなく、実績もありません。

表 就労継続支援（A型）の見込量と実績

(単位：人日分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者	見込量	0	0	15
	実績	0	0	—
	達成率	—	—	—
知的障害者	見込量	0	0	15
	実績	0	0	—
	達成率	—	—	—
精神障害者	見込量	0	0	45
	実績	0	0	—
	達成率	—	—	—
合計	見込量	0	0	75
	実績	0	0	—
	達成率	—	—	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 就労継続支援（B型）の見込量と実績

- ・ 就労継続支援（B型）は平成19年度から知的障害の方の利用実績があります。身体障害の方、精神障害の方では実績がありません。
- ・ 平成19年度現在、知的障害の方は38.0%の達成率となっています。

表 就労継続支援（B型）の見込量と実績
(単位：人日分)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
身体障害者	見込量	0	15	45
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
知的障害者	見込量	0	50	110
	実績	0	19	—
	達成率	—	38.0%	—
精神障害者	見込量	0	15	90
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
合計	見込量	0	80	245
	実績	0	19	—
	達成率	—	23.8%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 療養介護の見込量と実績

- ・ 療養介護の利用実績は平成18・19年度ともに1人分となっています。

表 療養介護の見込量と実績
(単位：人分)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
見込量	1	3	3
実績	1	1	—
達成率	100.0%	33.3%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 児童デイサービスの見込量と実績

- ・ 児童デイサービスの利用実績は平成18～19年度にかけて88人から124人に増加しています。
- ・ 平成19年度現在、165.3%の達成率となっています。

表 児童デイサービスの見込量と実績
(単位：人日分)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
見込量	68	75	80
実績	88	124	—
達成率	129.4%	165.3%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 旧法施設支援の見込量と実績

- この2年間で旧法施設支援の実績が増加しています。日中活動系では旧法施設の新体系サービスへの移行が緩やかにしか進んでいない状況がうかがえます。

表 旧法施設支援の見込量と実績

(単位：人日分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者	見込量	800	730	690
	実績	960	1,250	—
	見込量に対する実績の比率	120.0%	171.2%	—
知的障害者	見込量	2,700	2,500	1,570
	実績	2,060	2,626	—
	見込量に対する実績の比率	76.3%	105.0%	—
精神障害者	見込量	570	440	320
	実績	122	1,008	—
	見込量に対する実績の比率	21.4%	229.1%	—
合計	見込量	4,070	3,670	2,580
	実績	3,142	4,884	—
	見込量に対する実績の比率	77.2%	133.1%	—

資料：摂津市障害福祉課

4-4 居住系サービス等の利用状況

◆ 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の見込量と実績

- 平成18～19年度にかけて共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の利用実績は知的障害の方では15人から17人に増加していますが、精神障害の方では10人から7人に減少しています。身体障害の方に対する実績はありません。
- 平成19年度現在、知的障害の方は85.0%、精神障害の方は87.5%の達成率となっています。

表 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の見込量と実績

(単位：人分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者	見込量	0	0	0
	実績	0	0	—
	達成率	—	—	—
知的障害者	見込量	15	20	25
	実績	15	17	—
	達成率	100.0%	85.0%	—
精神障害者	見込量	8	8	8
	実績	10	7	—
	達成率	125.0%	87.5%	—
合計	見込量	23	28	33
	実績	25	24	—
	達成率	108.7%	85.7%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ グループホームの箇所数の推移

- グループホームの箇所数は平成19年に算出方法が変わり、1箇所の定員が4人から10人となりました。このため、数値上は平成19年に箇所数が減っているようにみえますが、利用者数は増加しています。

表 市内のグループホームの箇所数の推移

(単位：箇所)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	2	2	4	2	2
精神障害者	0	1	1	2	1	1

* 10月1日現在

* 平成19年以降、箇所数の算出方法が事業所単位となりました。

資料：摂津市障害福祉課

◆ 居住系サービスの提供事業所の現況

表 居住系サービスの提供事業所の現況

		平成20年4月
共同生活援助（グループホーム）	市内	
	摂津市の方が利用している市外の施設	コミュニティ・アクア（精）
共同生活介護（ケアホーム）	市内	光摂ホーム（知）、あけぼの福祉会（精）
	摂津市の方が利用している市外の施設	ホームズあまみ（知）、ゆう（知）、あいあい・みしま（知）、ひねのホーム（知）、多歌多架（知）、レモンホーム（知）、ほっこりくらぶ富田荘（精）

資料：摂津市障害福祉課

◆ 施設入所支援の見込量と実績

- 旧法の入所施設は新体系サービスへ徐々に移行しています。平成19年度現在で施設入所支援の達成率が12.5%となっています。

表 施設入所支援の見込量と実績

(単位：人分)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
身体障害者	見込量	1	7	14
	実績	1	4	—
	達成率	100.0%	57.1%	—
知的障害者	見込量	1	40	46
	実績	1	2	—
	達成率	100.0%	5.0%	—
精神障害者	見込量	0	1	2
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
合計	見込量	2	48	62
	実績	2	6	—
	達成率	100.0%	12.5%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 旧法施設入所の見込量と実績

- 旧法入所施設の新体系サービスへの移行や施設から地域生活への移行の流れの中で、旧法施設入所の利用実績は三障害ともに減少しています。

表 旧法施設入所の見込量と実績

(単位：人分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
身体障害者	見込量	16	11	5
	実績	16	11	—
	見込量に対する実績の比率	100.0%	100.0%	—
知的障害者	見込量	56	40	11
	実績	56	51	—
	見込量に対する実績の比率	100.0%	127.5%	—
精神障害者	見込量	2	1	0
	実績	2	0	—
	見込量に対する実績の比率	100.0%	0.0%	—
合計	見込量	74	52	16
	実績	74	62	—
	見込量に対する実績の比率	100.0%	119.2%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 旧法入所施設の新体系への移行状況

表 旧法入所施設の新体系への移行状況

	平成18年4月	平成20年4月
市立みきの路	知的障害者入所更生施設	生活介護 旧法知的入所

資料：摂津市障害福祉課

4-5 相談支援の利用状況

◆ サービス利用計画作成の見込量と実績

- サービス利用計画作成は平成19年度から、知的障害・精神障害の方の利用実績があります。身体障害の方では実績がありません。
- 障害福祉サービス等ではサービス利用計画を作成しなくてもサービスが利用できます。このため、現状ではサービス利用計画自体があまり市民に広まりにくい状況といえます。

表 サービス利用計画作成の見込量と実績

(単位：人分)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
身体障害者	見込量	0	3	5
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
知的障害者	見込量	10	15	18
	実績	0	2	—
	達成率	0.0%	13.3%	—
精神障害者	見込量	0	3	5
	実績	0	1	—
	達成率	—	33.3%	—
合計	見込量	10	21	28
	実績	0	3	—
	達成率	0.0%	14.3%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 市内の指定相談支援事業所の現況

- 平成20年4月現在、大阪府の指定を受けている相談支援事業所は市内で2箇所となっています。この2箇所以外に精神障害の方を中心とした相談支援事業所が、平成21年4月に大阪府の指定を受ける予定です。
- 平成19年6月に地域自立支援協議会を設置しています。

表 市内の指定相談支援事業所の現況

事業所名	対象者
市立ひびき園 ウイング	障害のある児童、身体・知的・精神障害の方及びその家族
摂津障害者生活支援センター はあねす	身体障害の方及びその家族

* 平成20年4月

資料：摂津市障害福祉課

4-6 地域生活支援事業の利用状況

◆ コミュニケーション支援事業の見込量と実績

- ・ 手話通訳の利用実績は平成18～19年度にかけて61人から25人に減少しています。

表 コミュニケーション支援事業の見込量と実績
(単位：人日分)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
手話通訳	見込量	24	72	108
	実績	61	25	—
	達成率	254.2%	34.7%	—
要約筆記	見込量	0	0	0
	実績	0	0	—
	達成率	—	—	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 日常生活用具給付等事業の見込量と実績

- ・ 平成18～19年度にかけて自立生活支援用具と情報・意思疎通支援用具の利用実績は増加していますが、介護訓練支援用具、在宅医療等支援用具、排泄管理支援用具は減少しています。住宅改修費の実績は横ばいとなっています。

表 日常生活用具給付等事業の見込量と実績
(単位：件)

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
介護訓練支 援用具	見込量	7	11	15
	実績	7	4	—
	達成率	100.0%	36.4%	—
自立生活支 援用具	見込量	11	28	34
	実績	15	18	—
	達成率	136.4%	64.3%	—
在宅療養等 支援用具	見込量	12	18	19
	実績	22	14	—
	達成率	183.3%	77.8%	—
情報・意思 疎通支援用 具	見込量	17	23	29
	実績	19	27	—
	達成率	111.8%	117.4%	—
排泄管理支 援用具	見込量	780	1,710	1,920
	実績	944	784	—
	達成率	121.0%	45.8%	—
住宅改修費	見込量	5	6	6
	実績	3	3	—
	達成率	60.0%	50.0%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 移動支援事業の見込量と実績（身体障害の方）

- 平成 18～19 年度にかけて、身体障害の方用のサービス提供事業所数が 6 箇所から 11 箇所に増加し、あわせて利用者数も 47 人分から 62 人分が増えていますが、利用時間数は 5,817 時間から 5,094 時間に減少しています。
- 平成 19 年度現在の達成率をみると、サービス提供事業所数が 220.0%、利用者数で 108.8% となっていますが、利用時間数は 78.9%にとどまっています。

表 移動支援事業の見込量と実績（身体障害者）

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
事業所数 (箇所)	見込量	5	5	6
	実績	6	11	—
	達成率	120.0%	220.0%	—
利用者数 (人分)	見込量	50	57	64
	実績	47	62	—
	達成率	94.0%	108.8%	—
利用時間数 (時間)	見込量	2,940	6,460	7,100
	実績	5,817	5,094	—
	達成率	197.9%	78.9%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 移動支援事業の見込量と実績（知的障害の方）

- 平成 18～19 年度にかけて知的障害の方用のサービス提供事業所数が 7 箇所から 12 箇所に増加しています。利用者数は横ばいですが、利用時間数は 2,625 時間から 3,127 時間に増加しています。
- 平成 19 年度現在の達成率をみると、サービス提供事業所数が 240.0%となっていますが、利用者数は 77.1%、利用時間数は 71.7%にとどまっています。

表 移動支援事業の見込量と実績（知的障害者）

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
事業所数 (箇所)	見込量	5	5	6
	実績	7	12	—
	達成率	140.0%	240.0%	—
利用者数 (人分)	見込量	41	48	55
	実績	38	37	—
	達成率	92.7%	77.1%	—
利用時間数 (時間)	見込量	1,680	4,360	5,660
	実績	2,625	3,127	—
	達成率	156.3%	71.7%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 移動支援事業の見込量と実績（精神障害の方）

- 平成 18～19 年度にかけて精神障害の方の利用は人数が 1 人分から 3 人分に増加し、あわせて利用時間数も 77 時間から 114 時間に増加しています。サービス提供事業所数は 1 箇所となっています。
- 平成 19 年度現在の達成率をみると、サービス提供事業所数は 100.0% となっていますが、利用者数は 60.0%、利用時間数では 61.6%にとどまっています。

表 移動支援事業の見込量と実績（精神障害者）

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
事業所数 (箇所)	見込量	1	1	2
	実績	1	1	—
	達成率	100.0%	100.0%	—
利用者数 (人分)	見込量	2	5	8
	実績	1	3	—
	達成率	50.0%	60.0%	—
利用時間数 (時間)	見込量	50	185	320
	実績	77	114	—
	達成率	154.0%	61.6%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 移動支援事業の見込量と実績（障害のある児童）

- 平成 18～19 年度にかけて障害のある児童の利用は人数が 34 人で横ばいですが、サービス提供事業所数では 1 箇所増えて 12 箇所となっています。利用時間数も増加し 6,178 時間となっています。
- 平成 19 年度現在の達成率をみると、サービス提供事業所数が 240.0%、利用者数では 106.3%、利用時間数では 121.4%で、すべての項目を達成しています。

表 移動支援事業の見込量と実績（障害児）

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
事業所数 (箇所)	見込量	5	5	6
	実績	11	12	—
	達成率	220.0%	240.0%	—
利用者数 (人分)	見込量	31	32	33
	実績	34	34	—
	達成率	109.7%	106.3%	—
利用時間数 (時間)	見込量	2,355	5,090	5,400
	実績	5,871	6,178	—
	達成率	249.3%	121.4%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 地域活動支援センターの見込量と実績

- 平成19年度現在、地域活動支援センターは設置されていません。

表 地域活動支援センターの見込量と実績（基礎的事業）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業所数 (箇所)	見込量	0	1	1
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—
利用者数 (人分)	見込量	0	15	15
	実績	0	0	—
	達成率	—	0.0%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 日中一時支援事業の見込量と実績

- 平成18～19年度にかけて日中一時支援事業の利用実績は利用者数、利用回数ともに増加しています。
- 平成19年度現在、利用者数で153.8%、利用回数で110.9%の達成率となっています。

表 日中一時支援事業の見込量と実績

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数 (人分)	見込量	22	26	30
	実績	26	40	—
	達成率	118.2%	153.8%	—
利用回数 (回)	見込量	332	396	452
	実績	130	439	—
	達成率	39.2%	110.9%	—

資料：摂津市障害福祉課

◆ 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

- 平成18～19年度にかけて訪問入浴サービス事業の利用実績は利用者数、利用回数ともに減少しています。
- 平成19年度現在、利用者数で57.1%、利用回数で50.0%の達成率となっています。

表 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数 (人分)	見込量	6	7	8
	実績	5	4	—
	達成率	83.3%	57.1%	—
利用回数 (回)	見込量	199	250	300
	実績	155	125	—
	達成率	77.9%	50.0%	—

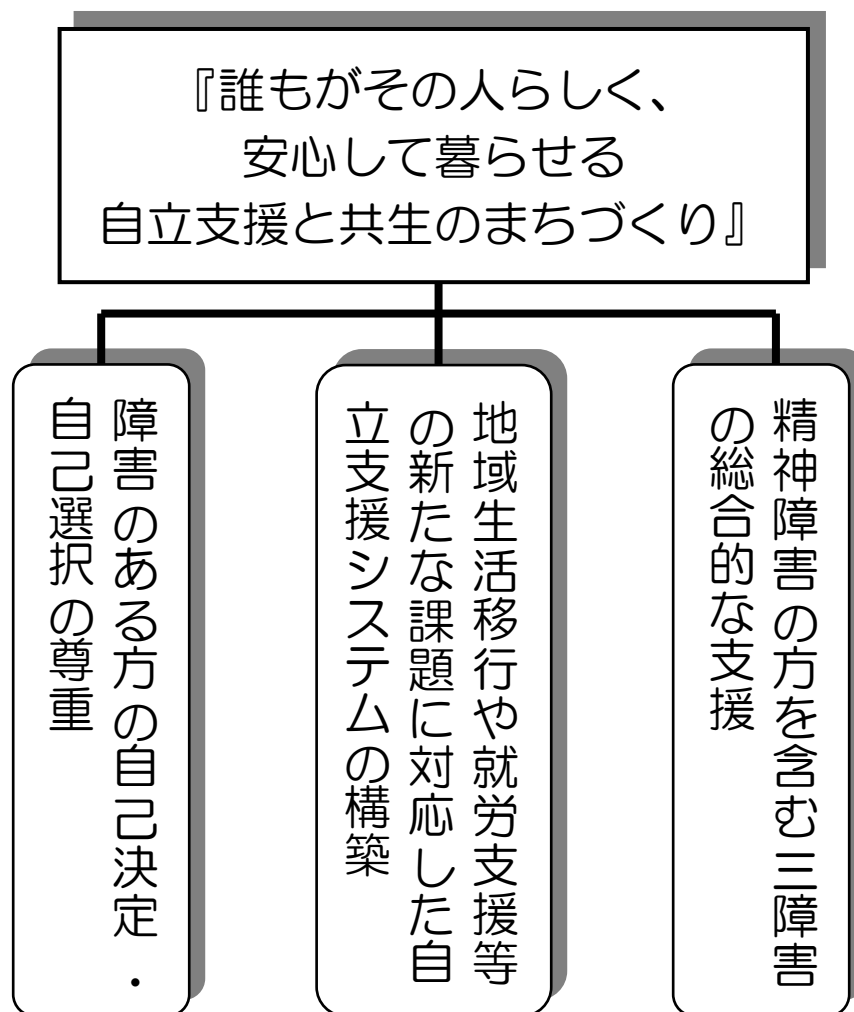
資料：摂津市障害福祉課

第3章 基本理念と地域生活への移行目標

1 基本理念

本市では、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」で「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を理念として掲げ、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送れるように支援する共生のまちづくりを進めてきました。

本計画では、基本理念を定めるにあたり、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」の実施計画として理念を引き継ぐべきものと考えています。加えて、本計画は、障害者自立支援法による制度改革と本市の障害福祉サービス等の課題に対応すべきものであり、第1期計画で定めた次のような項目を本計画の基本理念とします。



○ 障害のある方の自己決定・自己選択の尊重

障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、また、どのような暮らしの場にあっても、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任で自分らしい生き方を追求し、自己実現を図ることが最大限尊重されるべきです。

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある方が自らその居住する場所やサービスを選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくために、第2期計画である本計画でも第1期計画の考え方にもとづき障害福祉サービス等の提供基盤の整備を推進します。

○ 地域生活移行や就労支援等の新たな課題に対応した自立支援システムの構築

地域生活への移行について、これまで本市では日中活動の場である通所施設の整備を中心に対応してきたものの、ホームヘルプサービスの利用の伸びや国が推し進める施設入所から地域生活への移行にどのように対応していくか等が課題となっています。また、本市の大きな地域資源である通所施設において、その在り方は多様であり、工賃のみでの評価は難しいものの、障害のある方が自立した生活を営むためには工賃水準の向上と新体系サービスへの移行が不可欠となっています。

就労支援については、企業側の受け皿の問題や福祉的就労から一般就労へつながりにくいなどの状況があり、工賃水準の向上も含め、就労支援の抜本的な仕組みや関係機関の連携強化が必要となっています。

すでに、障害福祉サービスは障害者自立支援法の施行によって従来の「施設」単位から「機能」に応じた事業単位に再編され、より柔軟に自立支援のプログラムを組めるような制度が目指されています。しかし、実際には定員や制度の問題などがあり、第1期計画期間中はサービス事業者の新体系サービスへの移行が難しく、制度の激変緩和措置の実施などを経てようやく次の段階に進もうとしている状況にあります。

第2期計画では、地域生活への移行や就労支援等の課題に対して、具体的な対策を検討し、総合的な自立支援システムの構築を目指していきます。

○ 精神障害の方を含む三障害の総合的な支援

障害福祉サービスの制度は障害の種別や年齢により複雑に組み合わさっていました。また、精神障害の方のサービスは支援費制度にすら含まれず、身体障害の方・知的障害の方・障害のある児童と補助額やサービスの内容に格差が生まれていました。

平成18年度に身体障害、知的障害、精神障害の三障害で分かれていた制度の一元化が図られ、障害のある方全体で共通のサービスが受けられるように、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となりました。これを受けて、第1期計画期間中に精神障害の方のサービス利用が徐々に伸びてきました。

しかし、精神障害の方の地域生活への移行はなかなか進まない状況にあり、その要因としては長期に入院していた精神障害の方が地域に円滑に移行するための基盤整備が難しいこと等があり、社会的入院を余儀なくされている方の地域での受け皿をどのように整備していくか検討することが必要となっています。

2 基本的な考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたって、第1期計画と同様に、下記の4点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。また、国は「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の変更内容を示しており、このような内容をふまえて、第2期計画である本計画では追加する考え方を次に掲げる5点とします。

第1期計画から引き継ぐ基本的な考え方

① 必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害の方などに対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるように検討します。

② 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、障害のある方の希望に応じて適切な日中活動サービスを保障できるように検討します。

③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を目指します。

本計画に追加する考え方

① 三島障害保健福祉圏域でのサービスの基盤整備の促進

- ・地域生活に必要な住まい、訪問系サービス、日中活動系の拠点をバランスよく整備されているかを検討した上で、大阪府が示す三島障害保健福祉圏域での整備目標をふまえて、具体的な整備方策を示します。

② 障害のある方の地域生活への移行の一層の促進

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行については、施設入所が真に必要と判断する者をふまえて、削減見込みを検討します。
- ・入院中の精神障害の方の地域生活への移行については、大阪府が実施する精神障害者地域移行支援特別支援事業と連携するとともに、入院中から退院・退所後までの支援を検討します。

③ 相談支援体制の充実・強化

- ・相談支援体制の充実・強化のため、地域自立支援協議会や総合相談支援センターが、地域における相談支援体制の中核となり、本市の実情にそったガイドラインの作成や福祉サービス資源などを検討していきます。

④ 一般就労への移行支援の強化

- ・障害のある方の一般就労への移行を促進するため、障害のある方の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ・大阪府が示した工賃倍増5か年計画について、本市としてもその目標工賃等を目指し、計画に盛り込みます。
- ・福祉施設等における障害のある方の仕事の確保について、国が示した重点施策実施5か年計画や地方自治法施行令の改正をふまえて、官公需における受注機会の拡大を検討します。

⑤ サービス見込量に対する考え方の見直し

- ・サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、障害のある方のニーズやその動向を踏まえて見込むこととします。
- ・市民にわかりやすい計画とするため、サービス見込量（時間等）とともに利用者数も明記します。

3 目標

3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活に移行する方の数値目標は大阪府が示している施設種類別の「地域移行対象者」の出現率に基づいて算出した人数としました。新たに施設に入所される方も加味して、平成23年度末時点の施設入所者数を7人(9.6%)削減することを目標とします。

表 目標値（福祉施設の入所者の地域生活への移行）

項目		数値	考え方
現入所者数 (A)		73 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数
目標年度入所者数 (B)		66 人	平成 23 年度末時点の利用人員見込み
【 数 値 目 標 】	削減見込 (A - B)	7 人 9.6%	差引減少見込み
	地域生活移行者数 平成 18~23 年度	17 人	施設入所からグループホームやケアホーム等 へ移行した人数

* 地域生活移行者数の平成23年度末の目標は第1期計画では16人と設定していましたが、第2期計画では1人多い17人としています。

表 第2期計画における地域移行者の目標数の設定

(単位：人)

平成 17 年 10 月 の施設入所者	第 1 期計画の状況			第 2 期計画 期間での 地域移行者 目標数
	第 1 期計画に おける平成 23 年度までの地 域移行目標数 A	平成 19 年度ま での地域移行 者数 (実績) B	平成 20 年度以 降の地域移行 者目標数 C (A - B)	
73	16	4	12	13

3-2 入院中の精神障害の方の地域生活への移行

国においては、「退院可能精神障害者」約7万人の退院促進を図るとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進め、全国で約7万床の削減を目指しているところです。また、大阪府では、平成13年度の精神科在院患者調査に基づき、社会的入院950人（大阪市を除く）の解消を第3次障害者計画の目標とし、退院促進支援事業等の実施を通じて在院者の減少（当時の950人中、平成17年度在院者457人）を図っています。さらに、大阪府では、平成17年度の精神科在院患者調査結果から院内寛解者及び寛解者2,226人を退院可能精神障害者とみなし、平成24年度におけるこれらの社会的入院の解消を視野に、平成23年度の退院可能数値目標を1,908人としており、この内、本市に該当する方を目標値とします。

表 目標値（入院中の精神障害の方の地域生活への移行）

項目	数値	考え方
大阪府が示した数値	14人	第1期計画策定時の退院可能精神障害者数
【数値目標】減少数	12人 (8人)	上記の内、平成23年度末までに減少を目指す人数は12人です。12人の内、平成19年度までに移行した人数を除いた人数、すなわち第2期計画で地域移行を目指す人数は8人です。

表 第2期計画における地域移行者の目標数の設定

(単位：人)

第1期計画の状況			第2期計画期間での地域移行者目標数
第1期計画における平成23年度目標値 A	平成19年度までの地域移行者数 (実績) B	平成20年度以降の地域移行者目標数 (A - B)	
12	4	8	8

3-3 福祉施設から一般就労への移行

数値目標の設定にあたっては国から示された「福祉施設から一般就労への移行者を4倍以上とすること」や「就労継続支援利用者のうち3割はA型とすること」などの目標を踏まえて算出しています。

表 目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	数値	考え方
平成17年度の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者
【数値目標】 目標年度の年間一般就労移行者数	9人 4.5倍	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者

表 第2期計画における一般就労移行者数の目標数の設定

(単位：人)

第1期計画の状況		第2期計画における 平成23年度の一般 就労者目標数
第1期計画における 平成23年度目標値 A	平成19年度の一般 就労者数（実績） B	
9	1	9

第4章 施策の方向性

1 必要な訪問系サービスの推進

1-1 現状と課題

●訪問系サービスの利用者にある程度評価されているものの、事業所の確保策の検討が必要

本市は通所施設の整備が進んでおり、日中活動の場が比較的確保されているため、自宅においてサービスを利用する経験や日中活動系などのサービスと組み合わせて生活を組み立てる経験が乏しかったこと、制度を使い慣れていないことなどを理由に、以前は訪問系サービスの利用が比較的少ない状況にありました。

しかし、平成15年4月の支援費制度施行以後、訪問系サービスの利用者は急増し、障害者自立支援法施行以後も平成19年度にかけて延べ利用時間が延びるなど、訪問系サービスの利用が市民にひろがりつつあります。障害のある方のニーズ調査^⑤では、訪問系サービスの希望者の比率が利用者の比率を大きく上回るなど、潜在的なニーズや新たなニーズもみとめられる状況となっています。

このように、新たなニーズも含め、増加傾向にある訪問系サービスの利用に対し、基盤となるサービス提供事業所やヘルパーの確保を検討することがあらためて必要となってきています。

●重度の障害のある方への基盤整備

重度の障害のある方の訪問系サービスについて、平成18～19年度に地域で新たに利用を始めた方も見うけられ、延べ利用時間の実績が増加しました。重度の障害のある方の訪問介護や移動支援、包括支援について、障害者自立支援法の下で新たなサービス体系が構築されていますが、本市では市内に重度障害者等包括支援等の指定を受けているサービス提供事業所はないため、三島障害保健福祉圏域で必要なサービスを確保していく必要があります。

●精神障害の方への対応

精神障害の方について、ホームヘルプサービスの派遣実績があるサービス提供事業所は市内で2箇所となっています。国が推し進める退院促進の流れの中で、地域へ移行する方も含め、精神障害の方のホームヘルプサービスへのニーズに今後も対応していく必要があります。

^⑤ 摂津市「第2期摂津市障害福祉計画策定のためのニーズ調査」（平成20年7月）

1-2 方針

施設や病院から地域へ移行する方も含め、今後増加すると考えられる訪問系サービスのニーズに対して、利用者の選択肢が広がるようにサービス提供事業所の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

重度の障害のある方に対しては単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、市内の既存事業者を中心に三島障害保健福祉圏域での対応が行えるように働きかけます。

1-3 見込量

平成20年8月の実績値を軸に8頁の「サービス見込量の算出方法」の考え方をもとに見込量を算出しています。概ねいずれのサービスでも平成23年度まで実利用者数と月平均利用時間の増加を見込んでいます。

表 訪問系サービスの見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス種別					
身体障害者	居宅介護	(人分)	31	35	40
		(時間分)	1,096	1,220	1,360
	重度訪問介護	(人分)	1	1	1
		(時間分)	493	493	493
	重度障害者等包括支援	(人分)	0	0	0
		(時間分)	0	0	0
知的障害者	居宅介護	(人分)	15	20	26
		(時間分)	120	160	208
	行動援護	(人分)	2	4	7
		(時間分)	40	80	140
	重度障害者等包括支援	(人分)	0	0	0
		(時間分)	0	0	0

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス種別					
精神障害者	居宅介護	(人分)	31	37	45
		(時間分)	248	296	360
	行動援護	(人分)	1	2	3
		(時間分)	20	40	60
	重度障害者等包括支援	(人分)	0	0	0
		(時間分)	0	0	0
障害児	居宅介護	(人分)	8	10	12
		(時間分)	176	220	264
	行動援護	(人分)	0	0	0
		(時間分)	0	0	0
	重度障害者等包括支援	(人分)	0	0	0
		(時間分)	0	0	0

1-4 見込量確保のための方策

1) ホームヘルプサービスの提供基盤の確保

障害者自立支援法の施行に伴い、ホームヘルプサービスは自立支援給付の居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問看護、行動援護と重度障害者等包括支援の4つのサービス類型に分かれ訪問系サービスと呼ばれています。増加すると予想される訪問系サービスのニーズに対して、精神障害の方へのサービスも含め、既存のサービス提供事業所での対応に期待するとともに、三島障害保健福祉圏域での確保や介護保険制度の事業所等への働きかけによって、提供基盤の確保に努めます。

事業名	事業内容
ホームヘルプサービスの提供基盤の整備	<p>障害のある方等に、在宅で入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービスを行います。</p> <p>精神障害の方に対しては見守り支援を含めたサービスが提供できるように留意します。</p> <p>障害のある方のニーズに対応できるように、既存のサービス提供事業所での対応とともに、三島障害保健福祉圏域での確保や介護保険制度の事業所等への働きかけによって、提供基盤の確保に努めます。</p>

2) 重度の障害のある方への対応

重度の障害のある方に対応するため、三島障害保健福祉圏域での対応も視野に入れて、利用しやすいサービス体系を検討します。重度訪問介護については、居宅介護の事業所指定を受けたサービス提供事業所は重度訪問介護の事業所の指定もあわせて受けるように働きかけます。重度の障害のある方に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、指定相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで重度障害者等包括支援に取り組めるように、関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるように、事業者によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある方への適切なサービスの確保を図ります。

事業名	事業内容
重度の障害のある方の訪問系サービスの基盤の確保	<p>●行動援護</p> <p>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。平成20年10月現在でサービス提供事業所が1箇所あります。三島障害保健福祉圏域での対応も含め、今後もサービス提供事業所の確保に努めます。</p>
	<p>●重度訪問介護</p> <p>重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする障害のある方に、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。平成20年11月現在で指定を受けているサービス提供事業所が市内にないことから、障害保健福祉圏域でサービスの提供を受けています。今後も継続して居宅介護のサービス提供事業所に事業実施を働きかけるとともに、三島障害保健福祉圏域での対応を継続します。</p>
	<p>●重度障害者等包括支援</p> <p>常に介護を必要とする障害のある方等で、その介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護、その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組みを構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。平成20年10月現在で指定を受けているサービス提供事業所がなく、単独で事業を実施できるサービス提供事業所が市内にないことから指定相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで取り組めるように、関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。三島障害保健福祉圏域での対応も視野に入れた体制を継続します。</p>

2 日中活動系サービスの確保

2-1 現状と課題

●徐々に進む新体系サービスへの移行

本市には日中の活動の場として、市立の障害者（児）福祉施設が5箇所（「市立障害児童センター」、「市立ひびき園」、「市立身体障害者福祉センター」、「市立はばたき園」、「市立みきの路」）あり、その他に小規模通所授産施設、福祉作業所などがあります。通所施設の新体系サービスへの移行について、「市立みきの路」で実施している知的障害の方のデイサービスが自立支援給付の生活介護となったり、「市立はばたき園」と「市立みきの路」で知的障害の方と障害のある児童（「市立みきの路」は中学生以上）を、「市立障害児童センター」で障害のある児童を対象に日中一時支援を実施したりしています。児童デイサービスは、「市立障害児童センター」の「めばえ園」で実施しており、平成18年10月から自立支援給付の介護給付の中に位置づけられています。平成20年11月現在、「市立ひびき園」や「市立はばたき園」、小規模通所授産施設（5箇所）、福祉作業所（3箇所）など旧法関連の通所施設があり、これらの施設の中には平成21年4月に新体系サービスへの移行を予定しているところも多くあります。

●柔軟な支援と矛盾する制度の問題

本来は、より柔軟に自立支援へ対応できるはずの新体系のサービスが、原則定率1割の利用者負担や日割化に伴う経営の問題、定員の問題などによって、硬直化した支援になりかねない制度上の矛盾をかかえています。このような状況を受け、国は激変緩和措置や基準の緩和などを示しつつあり、本市としても制度上の矛盾は国や大阪府に要望するとともに、事業所運営が安定するよう、また、新体系サービスへの移行が進むよう継続した支援を検討します。

●市民が求める多様な支援

障害のある方のニーズ調査の結果から、今後利用したい日中活動系サービスをみると、身体障害者手帳所持者では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」（13.1%）、療育手帳所持者では「生活介護」（16.1%）が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が23.5%で最も多く、次いで「就労継続支援」（21.3%）、「就労移行支援」（20.6%）となっています。本市ではいずれのサービスの実績についても第1期計画の目標値に及ばないことから、旧法関連の通所施設等の新体系サービスへの移行などによって、必要なサービスをどのように確保していくかが課題となっています。

2-2 方針

本市では、日中活動の場の確保に重点的に取り組んできた実績を活かし、希望する障害のある方等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、地域活動支援センター等で提供されるサービス等）が保障できるようにサービス提供事業所の確保に努めます。

市立の障害者福祉施設は、障害者自立支援法のサービス体系をもとに、平成23年度までの経過措置期間内に日中活動として1つまたは複数の事業を選択し^⑥、新体系サービスに移行します。小規模通所授産施設や福祉作業所は障害者自立支援法に基づくサービスへの移行等を推進します。

多様で柔軟な日中活動の場が確保されるように、既存の通所施設を活用して基盤の整備に取り組むとともに、制度改正の内容を見極めながら、三島障害保健福祉圏域での対応なども検討していきます。

2-3 見込量

平成20年8月の実績値を軸に8頁の「サービス見込量の算出方法」の考え方をもとに見込量を算出しています。

表 日中活動系サービスの見込量

障害種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス種別					
身体障害者	生活介護	実利用者数（人分）	21	23	32
		月平均利用日数（人日分）	378	414	576
	自立訓練	実利用者数（人分）	2	2	3
		月平均利用日数（人日分）	44	44	66
	就労移行	実利用者数（人分）	1	2	2
		月平均利用日数（人日分）	15	30	30
	就労継続A	実利用者数（人分）	1	1	1
		月平均利用日数（人日分）	15	15	15
	就労継続B	実利用者数（人分）	10	10	10
		月平均利用日数（人日分）	180	180	180
	旧法施設支援	実利用者数（人分）	18	18	9
		月平均利用日数（人日分）	396	396	198

⑥ 療養介護は除きます。

障害種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス種別					
知的障害者	生活介護	実利用者数（人分）	48	56	117
		月平均利用日数（人日分）	864	1,008	2,106
	自立訓練	実利用者数（人分）	2	2	4
		月平均利用日数（日分）	34	34	68
	就労移行	実利用者数（人分）	3	4	15
		月平均利用日数（日分）	45	60	225
	就労継続A	実利用者数（人分）	1	1	1
		月平均利用日数（日分）	15	15	15
	就労継続B	実利用者数（人分）	23	29	45
		月平均利用日数（日分）	414	522	810
	旧法施設支援	実利用者数（人分）	96	92	7
		月平均利用日数（日分）	2,112	2,024	154
精神障害者	生活介護	実利用者数（人分）	39	41	43
		月平均利用日数（日分）	546	574	602
	自立訓練	実利用者数（人分）	1	1	1
		月平均利用日数（日分）	17	17	17
	就労移行	実利用者数（人分）	7	11	15
		月平均利用日数（日分）	105	165	225
	就労継続A	実利用者数（人分）	1	1	1
		月平均利用日数（日分）	15	15	15
	就労継続B	実利用者数（人分）	1	2	3
		月平均利用日数（日分）	15	30	45
	旧法施設支援	実利用者数（人分）	0	0	0
		月平均利用日数（日分）	0	0	0
療養介護	月間利用実人員数（人分）	1	1	1	
児童 デイサービス	実利用者数（人分）	70	75	80	
	月平均利用日数（日分）	175	188	200	

2-4 見込量確保のための方策

1) 小規模通所授産施設や福祉作業所の新体系サービスへの移行

小規模通所授産施設や福祉作業所の新体系サービスへの移行は、国が枠組みを定めた生活介護と就労継続支援や、本市が事業主体である地域生活支援事業等が想定されます。

新体系サービスへの移行にあたっては、現在通所している方が利用できなくなったり、サービスの質の低下を招いたりすることがないように、また、サービス提供事業所が現行の運営にかかる経費を確保できるように、必要に応じて国や大阪府に要望するとともに、本市としても各サービス提供事業所と協議しながら、補助制度のあり方について検討していきます。

表 旧法の通所施設の現状と新体系サービスへの移行予定

施設名	平成20年11月	新体系への移行予定
摂津ハッピー作業所	知的障害者通所授産施設 (小規模)	平成21年頃 就労継続支援 (B型)
あけぼの workshop	精神障害者通所授産施設 (小規模)	平成21年頃 生活介護
作業所 あい	知的障害者通所授産施設 (小規模)	平成21年頃 生活介護
摂津交流センター パクの家	身体障害者通所授産施設 (小規模)	平成21年頃 就労継続支援 (B型) 生活介護
作業所 風と夢	知的障害者通所授産施設 (小規模)	平成22年頃
ひまわり作業所	福祉作業所	未定
マインドプラザ・OWL	福祉作業所(精神)	平成21年頃 生活介護
地域活動支援センターあしすと	福祉作業所(精神)	平成21年頃 相談支援事業所
市立ひびき園	知的障害者通所授産施設	平成23年頃
市立はばたき園	知的障害者通所更生施設	平成23年頃
市立身体障害者福祉センター	身体障害者デイサービス	平成21年頃 地域活動支援センター

* 平成21年1月

資料：摂津市障害福祉課

2) 日中活動系サービスの確保

希望するすべての障害のある方等に日中活動系サービスを保障できるように、障害者自立支援法に係る日中活動系サービスの確保に努めるため、ふれあいの里にある「市立はばたき園」、「市立ひびき園」、「身体障害者デイサービス」については、平成23年度の指定管理者制度の更新や摂津市内の福祉サービスの再整備の中で生活介護、就労継続支援（B型）や地域活動支援センターへ移行する方向で検討を進めます。

また、今後、就労支援の取り組みが進む中で、就労したものの、諸事情により職場定着を図ることができなかつた場合の受け皿として、これまでの小規模通所授産施設や福祉作業所が果たす役割も大きくなると想定されます。本市においては、平成21年4月に多くの既存の小規模通所授産施設や福祉作業所が生活介護や就労継続支援（B型）に移行する予定です。新体系サービスへの移行後、利用者の定員の検討を行い、今後の制度改正の内容を見極めながら、新たな利用者の受け入れを検討します。また、新体系サービスの質をさらに向上していくために、サービスの単価の引き上げ、定員の緩和等、法の見直しを注視しながら、サービスの提供事業者が必要とする情報の提供や摂津市独自の支援を進めていきます。

なお、児童福祉施設については、障害者自立支援法の施行後3年を目途に施設体系の再編等について国が必要な検討を行っているところです。事業の市町村委譲については、概ね平成23年の施行を念頭に平成21年以内に結論を得るとされています。このような国の動向を注視しながら今後の事業のあり方について検討を進めます。

事業名	事業内容
生活介護	「市立みきの路」では常に介護を必要とする人に対して、昼間に、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護を実施しています。「とりかい白鷺園」においても、基準該当生活介護を実施しています。 また、平成21年度には、市内の通所施設のうち、4施設が移行を予定しています。なお、ふれあいの里にある「市立はばたき園」は生活介護への移行を検討していきます。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。現在、北摂地域には重症心身障害児施設が整備されていませんので、今後、大阪府に対して重症心身障害児施設の整備及び療養介護の実施を求めるとします。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。

就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>ふれあいの里にある「市立ひびき園」については、就労継続支援(B型)へ移行する方向で検討を進めます。</p> <p>また、平成21年度には、市内の通所施設のうち、2施設が移行を予定しています。</p>
地域活動支援センター	<p>創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。ふれあいの里にある「身体障害者デイサービス」が平成21年4月に移行する予定です。</p>
児童デイサービスの見直し	<p>●児童デイサービス</p> <p>児童デイサービスの「市立めばえ園」ではこれまでの理学療法訓練、作業療法訓練及び言語療法訓練に併せてグループ療育の取り組みの充実に努めます。送迎サービスについてもできるだけニーズに応じていけるように努めます。</p> <p>●児童用の日中一時支援事業</p> <p>「市立障害児童センター」において障害のある児童を対象とした日中一時支援を実施しています。障害のある児童に対しては放課後の居場所対策として、障害のある児童の家族の就労支援及び障害のある児童を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的にサービスを展開しています。</p>
日中一時支援	<p>「市立はばたき園」と「市立みきの路」において、知的障害の方と障害のある児童（「市立みきの路」は中学生以上）を対象に日中一時支援を実施しています。今後、児童の長期休暇の支援のために日中一時支援の実施できる施設を検討していきます。</p>

3 地域生活への移行を支える居住施策の推進

3-1 現状と課題

● 少しずつ広がった地域生活の基盤

本市では、通所施設を中心とした整備や利用が進んできたため、グループホームやショートステイなど多様なサービスを組み合わせて生活を組み立てるといった経験が乏しい状況にありました。家族の介護が困難になったときは、グループホームなど地域の資源の整備がまだ十分でないことも相まって施設入所を選択する傾向が強い状況があります。しかし、平成17年度から大阪府の「障害者地域移行支援センター事業」を（福）大阪府障害者福祉事業団が実施し、三島地域では、箕面市にある大阪府立明光ワークスがバックアップ施設となり、茨木市、本市、島本町を対象エリアとする障害者地域移行支援センター三島「あいあい・みしま」を茨木市に開設し、事業を進めています。また、市内の法人である光摂会やあけぼの福祉会などが府営住宅を利用したケアホームなどを開設したことにより、平成18年度にはグループホーム等の施設数が増加しました。グループホーム等の開設により入所施設や病院から地域生活への移行者も受け入れられています。このように、少しずつではありますが、施設以外の基盤を利用して、地域で自立した生活を営む方が増えてきています。

● グループホーム等や入所施設等の運営の問題

グループホーム等の整備は第1期計画で見込んでいた程度に伸びつつありますが、小規模のグループホーム等の報酬基準が変わったことなどで、新規参入や既存施設の運営が厳しい状況となっています。このような制度上の課題に対しては根本的に国や大阪府へ要望していくとともに市独自の開設補助の制度を創設し支援しています。

● 入所施設の新体系サービスへの移行（居住支援の分離）と入所者の地域生活への移行

平成20年4月現在で、市内の障害者入所施設は知的障害者更生施設の「市立みきの路」があり、生活介護と旧法知的入所を実施しています。

障害者入所施設での入所期間の長期化などが全国的に問題となっている中で、大阪府でも大規模入所施設の地域移行支援を進めており、本市でも少しずつですが地域生活への移行が進んでいます。このような入所施設から退所する方に、一人ひとりの身近な場所で、地域と交わるような居住形態を提供する必要があります。

● 入院中の精神障害の方の地域生活への移行

さらに、精神障害の方は、精神病床数の多さの反面、地域で障害のある方を支えるための社会資源、支援体制が不十分なために退院可能でも入院している方が全国に約7万人いるといわれています。本市においては、長期入院を余儀なくされていた方が大阪府の「精神障害者退院促進支援事業」によってグループホーム・ケアホームの入所につながった経験があります。国は医療計画で精神病床数の削減を進めており、本市でも「退院可能精神障害者」の地域移行について取り組みを強化することが必要となっています。

3-2 方針

施設に入所している方が地域生活へ移行する場合や、地域で暮らす障害のある方が親元を離れ、自立生活を行う場合などに備えて、地域において様々な居住の場を提供するため、引き続きグループホーム・ケアホームの充実を図る必要があります。特に、グループホーム・ケアホームの体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している方も含めた「自立訓練事業」の確保について引き続き検討していきます。

グループホーム等で入院・帰宅時等に支援を行った場合は新たに日額の加算が算定されるなど、少しずつ制度が改善されはじめてはいるものの、グループホーム等の新規参入は現行の報酬体系の矛盾の中で知恵を絞らなければ増えにくい状況となっています。小規模の定員に対応した基準の見直しや報酬体系の見直しなどを大阪府とともに国へ要望するとともに、グループホーム等の運営の安定策を検討し、近隣市と連携し、新規参入を促していきます。

次に、本市においては、老朽化している市営住宅の建て替えが検討されており、建て替えにあたっては、障害のある世帯用の住宅の確保を図っていきます。

また、これまで公営住宅の入居要件から外されていた単身の知的障害や精神障害の方の入居が平成18年2月から可能となっています。入居にあたっては、サポート体制の整備が必要となるため、相談支援事業のメニューとして創設された「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」などを活用し、民間賃貸住宅への入居も含めて障害のある方の居住面での自立を支援していきます。

入所施設である「市立みきの路」についても、地域における多様な生活のあり方を確保するため、入所施設のサービスを日中活動系サービスと居住支援サービスに分離し、新たな居住支援サービスの充実を目指します。

「退院可能精神障害者」の地域移行については、精神科の医療機関が市内には少なく、退院前後の支援について近隣市の関係機関との連携を強化します。

3-3 見込量

平成20年8月の実績値を軸に8頁の「サービス見込量の算出方法」の考え方をもとに見込量を算出しています。

表 居住系サービスの見込量

(単位：月間利用実人員数)

障害種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス種別					
身体障害者	共同生活援助(グループホーム)	(人分)	0	0	1
	共同生活介護(ケアホーム)				
	施設入所		4	4	13
	旧法施設		11	11	2
知的障害者	共同生活援助(グループホーム)		21	24	29
	共同生活介護(ケアホーム)				
	施設入所		10	10	44
	旧法施設		45	46	7
精神障害者	共同生活援助(グループホーム)		15	18	21
	共同生活介護(ケアホーム)				
	施設入所		0	0	0
	旧法施設		0	0	0

短期入所(ショートステイ)については第1期計画のサービス水準をもとに、伸びを勘案して見込量を算出しています。

表 短期入所(ショートステイ)の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用日数(泊数))

障害種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	(人分)	5	6	8
	(人日分)	35	42	56
知的障害者	(人分)	8	10	12
	(人日分)	56	70	84
精神障害者	(人分)	1	1	2
	(人日分)	5	6	7
障害児	(人分)	5	6	8
	(人日分)	15	18	24

3-4 見込量確保のための方策

1) グループホーム等の充実

グループホーム等の整備を推進するために、グループホームの開設に伴う費用に対する補助金について、これまで新規開設時のみに施設単位で補助していたものを、増設の場合も補助対象に加え、さらに定員数によって補助金を算定するよう基準を見直しました。また、大阪府に対しても府営住宅の一層の活用を働きかけるとともに、大阪府の補助制度も含めてグループホーム等の運営に対する支援のあり方について検討していきます。

グループホームでの生活体験も併せた「自立訓練事業」については確保策を引き続き検討します。

事業名	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	市内事業者によるグループホームの整備が府営住宅等で予定されています。 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。入居者の状態に応じた適切なケアを確保する観点からケアホームが制度化されました。

2) 居住支援の充実

相談支援事業のメニューとして「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」があります。場合によっては24時間の支援が必要となることから、指定相談支援事業所を中心に支援体制の整備についての協議を行い、事業実施に向けて検討を進めます。

「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組みます。

事業名	事業内容
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	指定相談支援事業者が障害のある方や家主等の相談に応じながら、不動産業者に対して物件のあっせん依頼、家主等との入居契約の手続き支援などを行います。また、医療機関や障害者支援施設等と必要に応じて連携し、夜間などに緊急対応が必要な場合に適切な措置をする24時間支援や生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援を受けられるように支援する体制を整備します。
障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組みます。

3) 短期入所（ショートステイ）の確保

障害者自立支援法の施行に伴い、それまでショートステイとして展開してきた事業は宿泊を伴う場合が介護給付の短期入所（ショートステイ）となり、宿泊を伴わない場合は市が事業主体である地域生活支援事業の日中一時支援に位置づけられました。短期入所（ショートステイ）の実施にあたっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者働きかけていきます。短期入所（ショートステイ）を長期に利用する方もみうけられることから、緊急時の真にサービスを必要とする方に提供しやすい仕組みについて大阪府等と協議し検討していきます。精神障害の方の短期入所（ショートステイ）・日中一時支援や障害のある児童の宿泊を伴う短期入所（ショートステイ）が市内で実施されておらず、障害者自立支援法の施行により既存施設や空き教室・空き店舗の活用なども視野に入れた設備基準の規制緩和が図られたことから、「市立みきの路」等も含め身近な地域でのサービスの提供が可能となるよう努めます。

事業名	事業内容
短期入所 (ショートステイ)	介護給付として、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。実施にあたっては、利用者や家族のニーズに応じて柔軟な運用を図るように事業者働きかけていきます。「市立みきの路」で障害のある児童の受け入れについて検討していきます。

4) 精神障害の方の地域移行を支える新たな仕組みの導入

「退院可能精神障害者」が病院から地域生活へ移行するため、都道府県の地域生活支援事業で大阪府（こころの健康総合センター、保健所）が進める「精神障害者退院促進支援事業」に本市としても主体的にかかわっていきます。本市の場合、精神科の医療機関が1箇所だけであり、また、生活訓練、就労移行支援などを単独で確保するのは困難なため、退院前後の支援について近隣市の関係機関との連携を強化します。

また、市内では（福）あけぼの福祉会と連携し、「精神障害者退院促進支援事業」の対象となった方のグループワークへの参加、サービス提供事業所、小規模通所授産施設、福祉作業所等の体験利用やグループホーム等への体験入居などの取り組みを進めていきます。

事業名	事業内容
精神障害者退院促進支援事業 (大阪府の地域生活支援事業の社会参加促進事業)	自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ、精神科病院に入院している精神障害の方のうち、「退院可能精神障害者」の退院に向けての支援を行い、精神障害の方の円滑な地域移行の促進を図ります。
グループワーク	精神障害の方で退院後間もない方などが、気軽に利用できる「場」です。ミーティングや様々なプログラムによる集団活動を行い、仲間やスタッフと交流しながら、社会体験を増やすことによって、積極的に生きていく力を高めます。社会復帰や社会参加を進めるための支援を行います。

4 一般就労にむけた支援の連携と福祉的就労の場の支援

4-1 現状と課題

● 第2期での実施を目指す障害福祉サービスによる就労支援

障害のある方のニーズ調査の結果などをみると、本市では就労意欲がありながら働く場がないためにやむなく就労していない人が潜在的に多く存在しており、一般就労を望んでいるが、就労につながらない現状が大きな課題となっています。このような、就労の希望と現状の乖離を是正するために、障害福祉サービスの訓練等給付に就労移行支援や就労継続支援が創設されました。本市では平成20年4月現在で市内に就労移行支援や就労継続支援の事業者はありませんが、今後、サービスの形態から、授産施設、小規模通所授産施設や福祉作業所がこのような就労を支援する障害福祉サービスへ移行することが想定されます。

● 生活面・就労面を総合的に支える事業の連携

障害のある方にとって雇用・就労支援は地域で自立する経済的基盤であると同時に、生きがいなども含め日々の暮らしに係わる重要な施策です。本市では、障害のある方の雇用の受け皿として市役所内での取り組みや、生活面と就労面を総合的に支える障害者就業・生活支援センターの設置等を進めてきましたが、雇用・就労施策は単一のサービスや事業だけで完結するものではなく、生活面・就労面を総合的かつ重層的に支える仕組みづくりに配慮する必要があります。

また、職場への定着率を高めるための就職後のケアや、精神障害の方への就労支援も必要となっています。

● 福祉的な就労の場における工賃水準の向上が必要

経済的に自立した生活を営むためには、工賃水準を上昇させることが必要となっています。加えて、今後、一般就労への移行が加速していった場合、雇用契約を結ばない就労継続支援（B型）や既存の小規模通所授産施設や福祉作業所で障害の重度化の傾向が強くなることも予想されるなど、これまでの授産活動の活性化方策だけでなく、工賃水準をあげていくために、新たな支援策の検討と国に福祉的就労の場の支援を求めていく必要があります。

4-2 方針

障害者自立支援法の下、新しいサービス体系を活用して、働く意欲や能力のある障害のある方の就労支援を充実するとともに、福祉施設から一般就労への移行等を推進します。また、「改正障害者雇用促進法」及び「障害者自立支援法」の施行をふまえ、生活面から就労面までを総合的に支えるため、三島障害保健福祉圏域での対応や障害福祉サービスと雇用施策との連携を強化します。

障害者就業・生活支援センターの実績をみると、精神障害の方については、相談の実績に対して、事業の利用登録、職場実習、就労へとつながるケースが少なく、精神障害の方の就労支援の困難さが浮かび上がっています。今後は、関係機関との連携を一層強化して、就労支援にとどまらず、就労につながる生活支援のノウハウを蓄積していく必要があります。

また、小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉施設利用者の中には、就労したものの、職場定着にいたらなかった方も数多くおられます。そのような方々の就労支援にあたっては、個別の事情に配慮したきめ細かな支援が必要であり、三島障害保健福祉圏域での連携や福祉施設との連携強化に努めます。

雇用契約に基づかない就労形態である就労継続支援（B型）、小規模通所授産施設や福祉作業所などの工賃水準を上昇させる取り組みも必要で、国や大阪府の工賃倍増5か年計画で定められた経営指導や経営改善の支援策と連携して、生産活動の活性化に努めるとともに、市役所でも市内の一事業所として障害のある方の雇用や職場実習の機会の提供に努めます。

4-3 見込量（再掲）

表 一般就労に係る日中活動系サービスの見込量 再掲

（単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用日数）

障害種別		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス種別					
身体障害者	就労移行	(人分)	1	2	2
		(人日分)	15	30	30
	就労継続 A	(人分)	1	1	1
		(人日分)	15	15	15
	就労継続 B	(人分)	10	10	10
		(人日分)	180	180	180

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用日数)

障害種別		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス種別					
知的障害者	就労移行	(人分)	3	4	15
		(人日分)	45	60	225
	就労継続 A	(人分)	1	1	1
		(人日分)	15	15	15
	就労継続 B	(人分)	23	29	45
		(人日分)	414	522	810
精神障害者	就労移行	(人分)	7	11	15
		(人日分)	105	165	225
	就労継続 A	(人分)	1	1	1
		(人日分)	15	15	15
	就労継続 B	(人分)	1	2	3
		(人日分)	15	30	45

4-4 見込量確保のための方策

1) 市役所における取り組みの促進

市役所も市内の一事業所として障害のある方の雇用・就労の促進に向けて目標雇用率の達成や職場実習の機会の提供に取り組んでいきます。

事業名	事業内容
市役所の障害者目標雇用率の達成	障害のある方に適した職域開発、職場環境の改善等に努め、身体障害の方を対象とした採用試験を今後も適宜実施し、目標雇用率である3%の達成に努めます。市立施設の指定管理者についても障害のある方の雇用を推進するように働きかけていきます。
市役所における職場実習の機会の提供	障害のある方の就労支援の一環として職場実習の場を提供していく必要があります。今後、障害者就業・生活支援センターの登録者、障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」の訓練生及び知的障害者通所授産施設「市立ひびき園」の通所者に限定して実習が実施できるよう検討を進めます。

2) 就労への移行を進める支援策の充実

障害者自立支援法の下、授産施設、小規模通所授産施設、福祉作業所を中心に、就労移行支援や就労継続支援（B型）への移行を推進します。就労移行支援は近隣市との連携によってサービス提供事業所の確保に努めます。また、知的障害者通所授産施設「市立ひびき園」のこれまでの取り組みを基礎に、ふれあいの里で就労継続支援（B型）等を実施する多機能型事業所の確保を検討します。なお、平成21年度には、市内の通所施設のうち2施設が就労継続支援への移行を予定しています。

事業名	事業内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。市内で確保することが難しく、近隣市との連携によってサービス提供事業所の確保に努めます。
就労継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ A型 支援学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。定員の2割までの範囲で定員とは別に障害のある方以外を雇用することもできます。市内で確保することは難しい状況です。 ・ B型 年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばず、就労機会を提供する事業です。工賃の目標額をサービス提供事業所ごとに定め、その引き上げを図ることとしています。「市立ひびき園」はB型への移行を検討します。平成21年度には、市内の通所施設のうち2施設が就労継続支援への移行を予定しています。

3) 雇用施策と連携した支援の拡充

雇用施策については、「せつつくすのき」のノウハウを活かした障害者就業・生活支援センターの事業や大阪府が進める地域就労支援事業等があります。このような、雇用施策を推進するとともに、三島障害保健福祉圏域での対応の推進や、障害福祉サービスの就労移行支援等と雇用施策の連携を図り、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を拡充します。

特に、職場定着を図っていくためには就職後のケアが課題であり、大阪府の地域生活支援事業のメニューとして「生活支援ワーカー」の配置が取り込まれることになったことから、障害者就業・生活支援センターにおける生活面での支援に一層努めていきます。

事業名	事業内容
雇用率制度に基づく雇用の促進	<p>障害者雇用促進法で民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって一定の割合以上、障害のある方を雇用しなければならないとされています。</p> <p>障害者雇用促進法の改正により、精神障害の方も雇用率制度の算定対象となり、このような状況を周知する必要があります。</p>
地域就労支援事業との連携	<p>公共職業安定所が中心となって、関係機関からなる個別の支援チームを作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。</p> <p>市、茨木公共職業安定所、摂津市商工会、摂津市障害者職業能力開発センター、大阪府総合労働事務所北大阪センター、独立行政法人雇用・能力開発機構大阪センター、同ポリテクセンター等の主催の「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの事業の充実を図ります。また、市内の関係各部課で構成する「地域就労支援計画推進委員会」の機能を強化し、就職困難者等に対する施策・事業の構築・調整及び事業の進行管理などを統括していきます。</p>
障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”	<p>摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”」が、障害のある方の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組み、大きな成果をあげてきました。期間を1年間とした訓練のほかに、短期職業訓練を実施するなど障害のある方の多様な職業能力開発ニーズに対応できるように努めていきます。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する場として茨木市と共同で取り組んでいます。就労やトライアル雇用などの大きな成果をあげています。今後、企業や関係機関によるネットワークの更なる拡大・強化を図りながら、就労に向けた相談・支援の拡充に努めます。また、平成20年度から国の事業に移行し、「生活支援ワーカー」の配置を含め、職員を2名から3名に増員するなど、生活面での支援にも一層努めていきます。</p>
ジョブコーチ支援との連携	<p>大阪障害者就業センターが中心となって、知的障害の方、精神障害の方の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、きめ細やかな人的支援を行っています。本市においても平成18年度に知的障害の方の非常勤採用を行ったことから本制度を活用しています。</p>
トライアル雇用との連携	<p>公共職業安定所の職業紹介により、障害のある方を短期の試行雇用（トライアル雇用）で受け入れることにより、事業主に対し奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくっています。</p>
障害者雇用助成金の支給	<p>障害のある方を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間終了後も継続して雇用している常用労働者300人以下の事業主に対して助成金を支給します。平成20年度から精神障害のある方も対象に加えるよう拡大を図りました。</p>

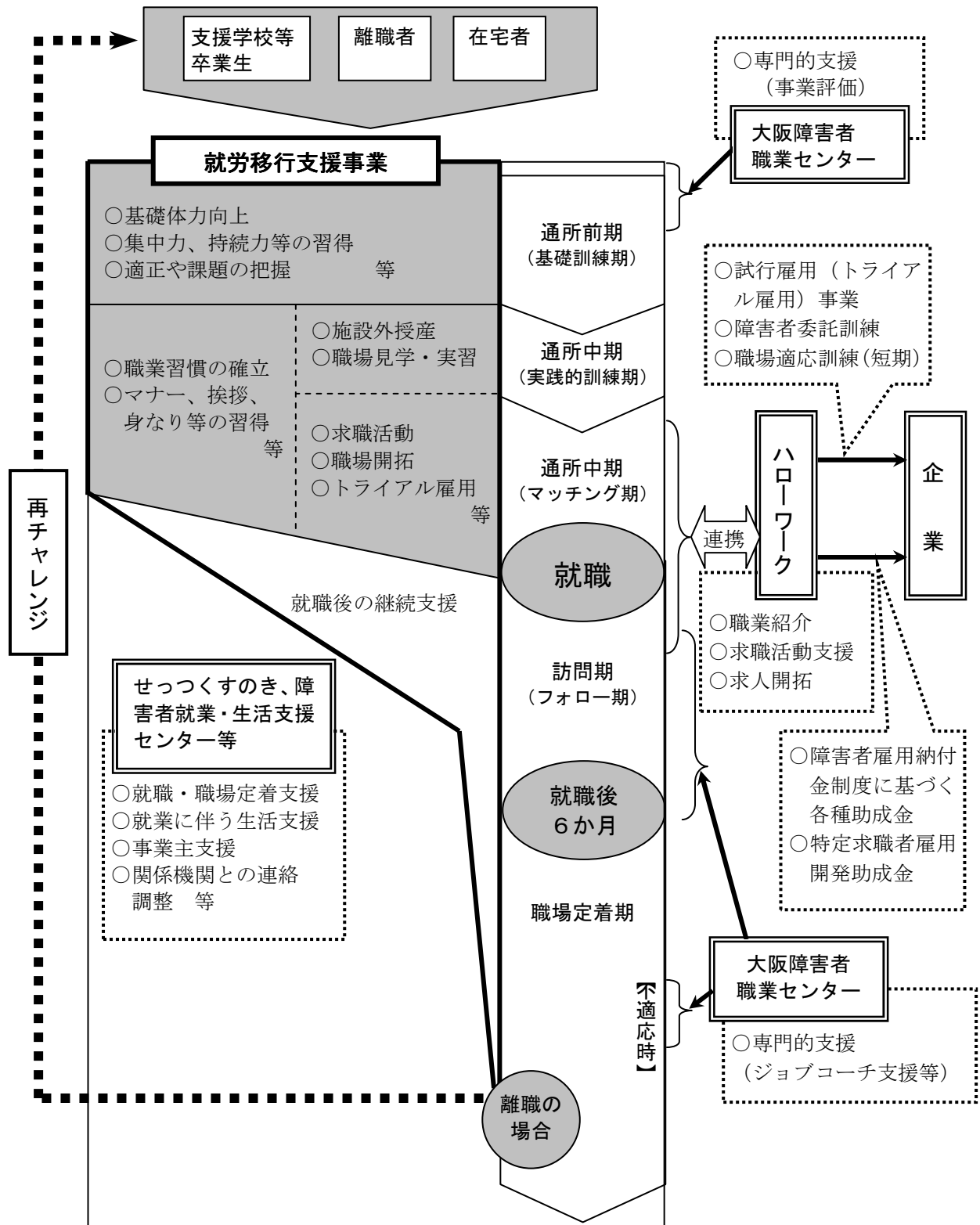
4) 授産活動の活性化のための支援の充実

障害者自立支援法の下では、障害のある方の所得保障が大きな課題となることから、授産活動を活性化させ、授産施設の通所者の工賃のアップを図っていくための施策を推進します。

国や大阪府の工賃倍増5か年計画で定められた経営指導や経営改善の支援策と連携して、生産活動の活性化に努めます。

市としても引き続き市主催行事等の際に授産製品を購入したり、軽作業の発注を行ったりするなど授産活動の支援に努めます。国の重点施策実施5か年計画や地方自治法施行令の改正をふまえ、事業所への発注促進策として、市において障害者支援施設等と随意契約で扱う範囲の拡大を図っています。

図 就労移行支援事業と雇用施策の連携



5 相談・サービス提供体制の整備

5-1 現状と課題

● 三障害の総合的な相談支援体制の構築

障害のある方への相談支援として、市役所では身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、障害のある児童について最初の相談を窓口で担い、知的障害の方や障害のある児童に対してはふれあいの里の「市立ひびき園（ウイング）」で、身体障害の方に対しては、「摂津障害者生活支援センターはあねす」で、精神障害の方に対しては「地域活動支援センターあしすと」での対応を行ってきました。

● サービス利用計画

障害者自立支援法において、ケアマネジメントの理念が取り入れられ、指定相談支援事業者にはケアマネジメントを活用したサービス利用計画の作成が報酬の対象となりました。しかし、サービス利用計画を作成しなくとも障害福祉サービス等を利用できることや、報酬単価が低く、指定相談支援事業者が相談支援の業務全体を担う中で取り組みにくい状況にあることなどの理由で、サービス利用計画作成を利用する方は見込んでいた程には伸びませんでした。

● 利用者負担の軽減

「市立障害児童センター」の知的障害児通園施設「市立つくし園」についても、平成18年10月からの契約制度への移行に伴い、原則定率1割の利用者負担制度が導入されましたが、新制度での月額負担上限額を措置制度時の月額負担額と同等とする本市独自の利用者負担の軽減策を実施しています。

また、障害者自立支援法の施行後は「特別対策」や「緊急措置」によって利用者負担の引き下げ・見直し^⑦が続いています。

^⑦ 「緊急措置」では平成20年7月から障害者と障害のある児童を対象に低所得者の利用者負担の軽減が実施されました。他にも障害のある児童では軽減対象となる課税世帯の範囲が拡大されたり、障害者では「個人単位」を基本とした所得段階区分への見直しなどが行われました。この見直しは障害福祉サービスにとどまらず、本市が実施する地域生活支援事業でも適用されています。

5-2 方針

これまでも三障害別の相談窓口で各々の連携に努めてきましたが、今後は障害のある方が身近な地域で自立した生活が営めるように、総合的な相談窓口の設置を検討するとともに、既存の窓口についても機能を強化していきます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、「市立ひびき園（ウイング）」、「摂津障害者生活支援センターはあねす」、「地域活動支援センターあしすと」をはじめ、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会によって、関係機関による相談支援のためのネットワークを強化します。

サービス利用については障害者自立支援法の下、適切なケアマネジメントがさらに必要となっています。このため、ケアマネジャーの育成等、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。新制度での利用者負担については、今後の国の動向をみながら利用者負担軽減への対応について検討します。

さらに、障害者自立支援法による制度の変更やサービス内容の周知にも努めます。

5-3 見込量

サービス利用計画作成や相談支援事業について、精神障害の方を対象とした指定相談支援事業所の指定や三障害の相談支援拠点の設置なども想定した見込量を算出しています。

表 サービス利用計画作成の見込量

(単位：実利用者数)

障害種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	(人分)	5	5	6
知的障害者		14	17	20
精神障害者		14	17	20

表 相談支援事業の見込量

(単位：実施見込箇所数)

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	(箇所)	3	3	3
地域自立支援協議会		1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		0	0	1
成年後見制度利用支援事業		1	1	1

5-4 見込量確保のための方策

1) 三障害の総合的な相談支援体制の構築

地域生活支援事業の必須事業である障害者相談支援事業の中で、三障害の総合的な相談支援体制を構築します。

現在、本市では「南千里丘まちづくり構想」に基づく事業が計画されており、この中で「(仮称) コミュニティプラザ複合施設」の整備及びシビックゾーン周辺に関わる公共施設の再配置の検討が進められています。この新たなまちづくりの中で三障害の総合的な相談窓口の設置を検討していきます。

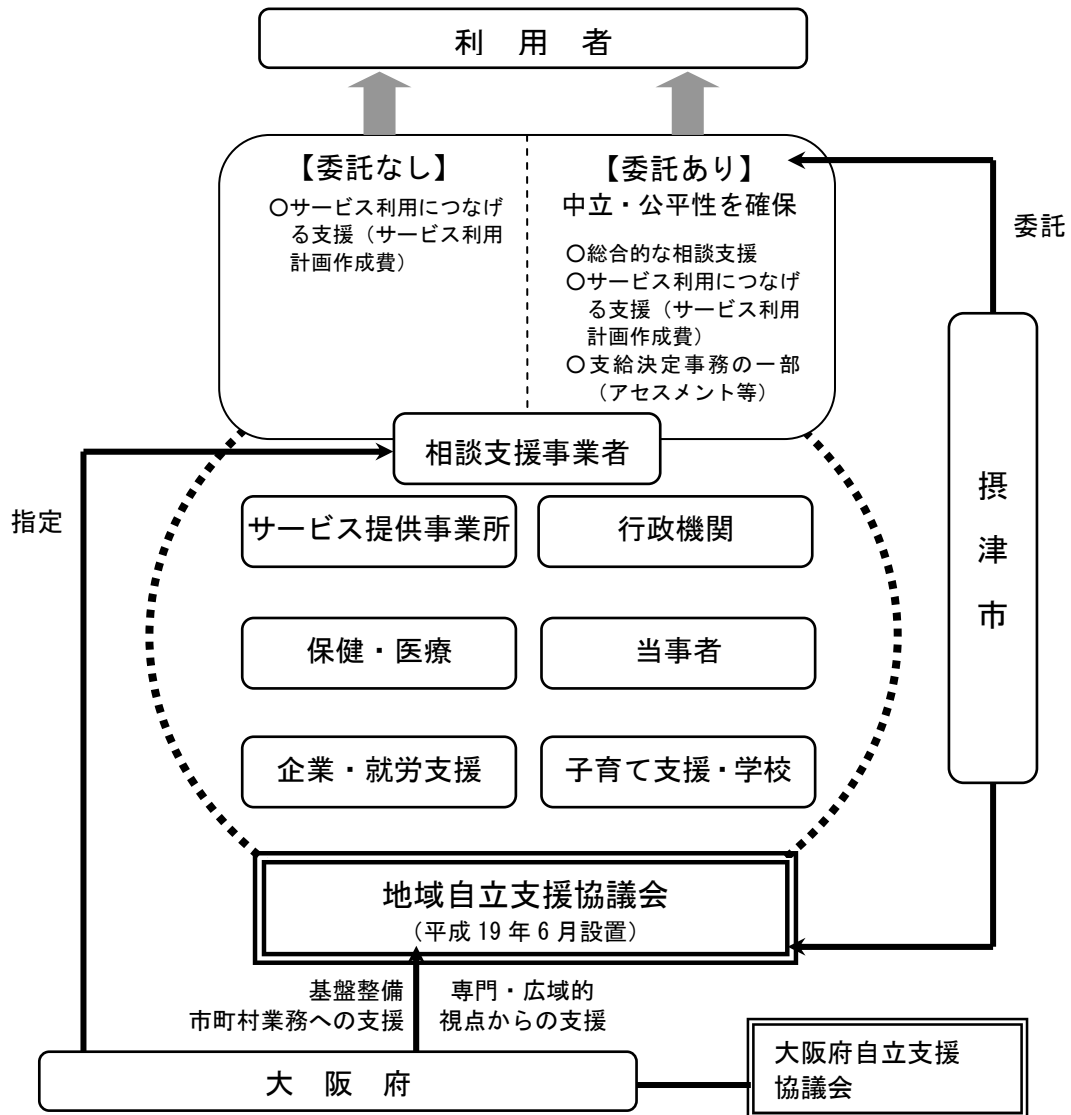
「市立ひびき園 (ウイング)」を中心に「はぁねす」、「あしすと」などの相談支援事業所等や「障害者就業・生活支援センター」を加え地域自立支援協議会の部会として生活支援センター連絡会を設置しており、この中に、行政も加わり、障害の枠を超えた総合的な相談窓口の整備に向けての協議を進めていきます。

また、地域自立支援協議会の実務担当者会を中心にして、制度の研修などを進めています。地域自立支援協議会と家庭児童相談室や教育研究所等との連携も強化します。

なお、平成20年4月現在、大阪府の指定を受けている相談支援事業所は市内で2箇所となっています。この2箇所以外に精神障害の方を中心とした相談支援事業所が、平成21年4月に大阪府の指定を受ける予定です。

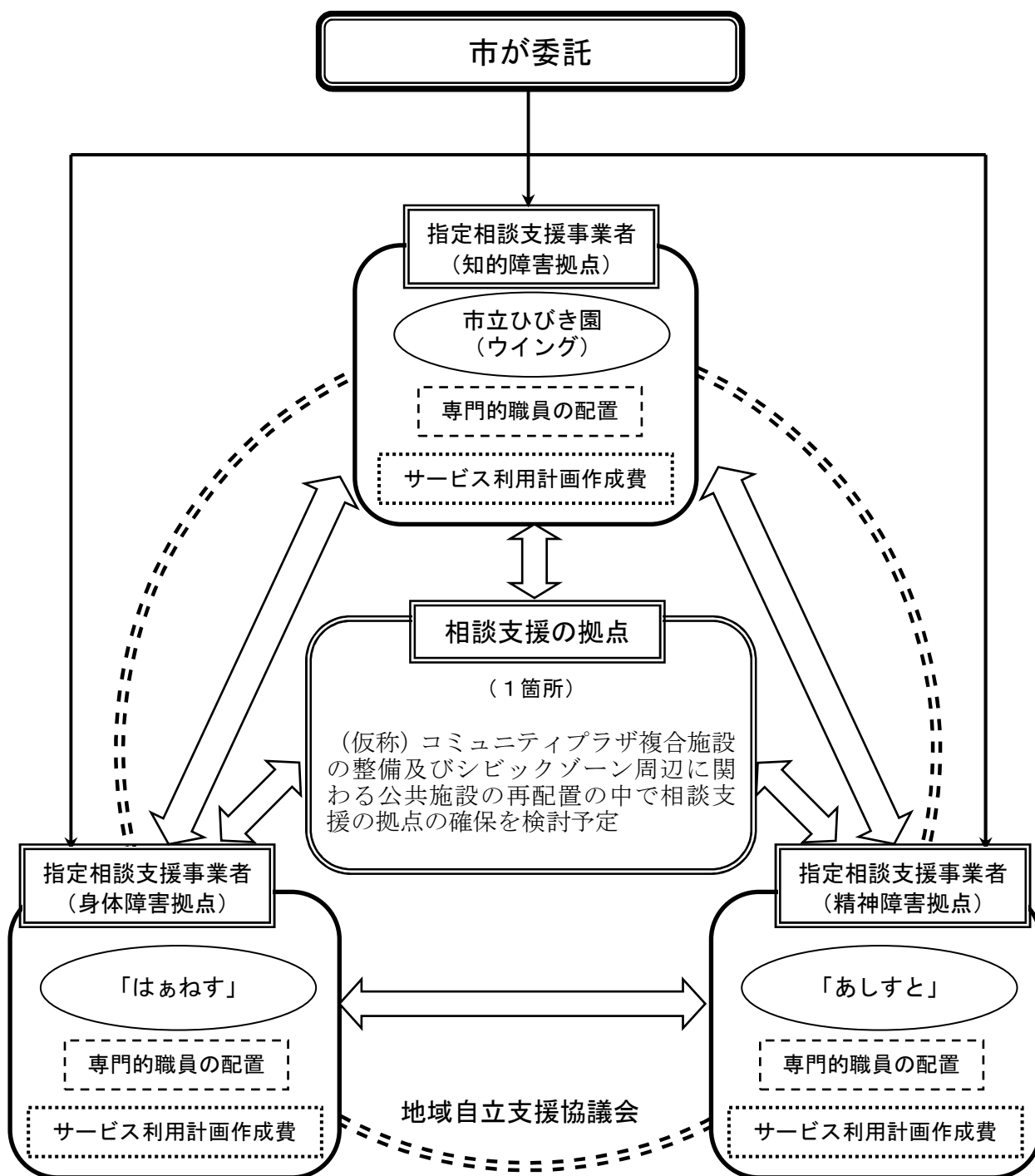
事業名	事業内容
障害者相談支援事業 (地域自立支援協議会の運営等)	障害のある方等からの相談に応じ、障害のある方等の福祉に関する様々な問題に必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある方等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。相談支援事業を実施するに当たっては、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

図 サービス利用につなげる本市の相談支援体制



* 平成 20 年 10 月現在、本市において、大阪府の指定を受け、市が相談支援事業を委託している事業者は「市立ひびき園（ウイング）」、「はあねす」です。「あしすと」についても大阪府の指定及び市からの事業委託を行う方向で検討を進めています。

図 本市の相談支援体制（今後のイメージ）



2) 相談支援事業の機能強化

相談支援事業の機能を強化する「相談支援機能強化事業」については、三障害を対象とした相談支援拠点の設置によって他の指定相談支援事業者の指導の強化を目指します。また、知的障害や精神障害の方で判断能力が不十分な方の権利保護のため、成年後見制度の周知を行うとともに、申立を行う親族がない場合には市長が申立を行います。市長申立を行い後見等が決定した方で低所得のため後見人等への報酬支払いが困難な場合には平成19年度から実施した助成制度で対応しています。

事業名	事業内容
相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市等に配置するものです。専門的な相談支援等を要する困難事例への対応や地域自立支援協議会を構成する指定相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言を行います。専門的職員の配置については、市の特徴を勘案し、地域自立支援協議会等で検討します。
成年後見等開始審判申立事業	親族がない場合等に市長が成年後見等の申立を行います。また、市長申立で後見等が決定した方で報酬の支払いが困難な方に費用を助成しています。

3) 公平で質の高いサービス利用の仕組みづくり

特に計画的な支援を必要とする方を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うためのサービス利用計画作成費の給付が制度化されています。サービス利用につなげる相談の中でサービス利用計画の作成を依頼できるように、指定相談支援事業者へのアドバイスに努めます。

障害者自立支援法の施行後、利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置など、さまざまな制度上の変更がなされてきました。今後も、区分認定の見直しなどを含め、法施行後3年を目途とした制度の見直しが想定されます。このような制度やサービス内容の変更について、利用者にわかりやすく伝えられるように関係機関と連携してその方法を検討していきます。

また、現行の障害認定基準だけではとらえきれない発達障害者等への対応について、サービス利用につなげる仕組みづくりを検討します。

事業名	事業内容
サービス利用計画作成費の支給	障害福祉サービス利用者のうち、特に計画的プログラムに基づく支援を必要とする方を対象として、指定相談支援事業者から相談支援を受けたとき、サービス利用計画費を支給します。法定の障害福祉サービスに限定せず、法定外のサービス、保健医療、教育、就労等を含め、生活設計を支援します。相談支援拠点の設置によってサービス利用計画の積極的な利用を見込んでいます。

ケアマネジメントに係る人材の育成	障害者ケアマネジメントの都道府県研修は、指導者研修と新たに相談支援事業に従事しようとする新規従事者を対象とした従事者研修として今後も実施されることから、事業者が計画的に研修を受講できるように、市としても支援していきます。
個別支援計画策定の義務化	各事業者は利用者ごとにサービス管理責任者による個別支援計画を策定します。サービス管理者は、到達目標の設定、個別プログラムの作成、継続的利用、終了時の評価までを管理します。
苦情への対応	本市では「市立はばたき園」、「市立ひびき園」、「市立身体障害者福祉センター」、「市立障害児童センター」及び「市立みきの路」など、市立の障害者（児）福祉施設が多数あります。各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応していますが、今後、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するように取り組んでいきます。 指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。
制度やサービス内容の伝達	障害者自立支援法の見直しに伴う新たな制度やサービス内容を市民に周知するため、障害者団体をはじめとする関係機関とも連携して、伝達や開示の方法について検討していきます。このような取り組みにより、情報伝達を増やし、行政、サービス提供事業所や利用者がサービスの評価等についてお互いに意見を交換する仕組みの確立を目指します。

4) サービス提供事業者と人材の確保

本市においては、訪問系サービスも含めて市立の福祉施設と社会福祉協議会が中心となって障害のある方への福祉サービス等を提供してきましたが、支援費制度への移行後、訪問系サービスについては民間サービス提供事業者の参入が進んできました。今後も民間事業者を中心にサービス提供事業者の確保に努めるとともに、人材の確保にも努めます。

事業名	事業内容
指定管理者制度への対応	本市では、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、当初の5年間については、現在、施設の管理運営を委託している団体を指定管理者とすることにしています。これまでも市立の障害者（児）福祉施設では、管理運営の受託法人と協議を行い、経費節減を行う一方で、当事者やその保護者のニーズに応えるべく、新しい事業に取り組んできました。今後も一層の経営努力とサービスの質の向上を図るように、運営法人に働きかけていきます。
ガイドヘルパー養成研修の実施	ホームヘルパー、ガイドヘルパー、グループホーム世話人やピアカウンセラーなどについて、養成研修の充実を大阪府に要望するとともに、市としてもサービス提供事業者に養成研修を積極的に受講するよう働きかけます。また、移動支援については、専門的な知識を有するガイドヘルパーの養成研修を市で実施していきます。

民間のサービス提供事業者の育成	障害者自立支援法の施行に伴い、空き教室や空き店舗の活用などの施設基準の緩和や通所サービスへのNPO法人等の参入などの運営主体の緩和が図られました。本市としてもNPO法人をはじめ民間のサービス提供事業者の育成支援のあり方を検討します。
-----------------	--

5) 利用者負担の軽減と事業所運営支援

国は、平成18年12月の「特別対策」で、負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした利用者負担の軽減、日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした激変緩和措置や新法への移行等のための支援などを示しました。その後、平成19年12月に「緊急措置」によるサービス提供事業者の経営基盤の強化や利用者負担の見直しなどが国から示され、平成20年度から実施しています。本計画策定後には法施行後3年を目途とした法の見直しも想定されています。本市では今後さらに国の動向を確実に把握していき、適切な対応を行います。

6 市が実施主体となる地域生活支援事業の推進

6-1 現状と課題

平成18年10月より、障害者自立支援法の下、地域で障害のある方を支えるサービスとして地域生活支援事業が始まりました。本市では、国が指定する必須事業とともに、障害のある方の自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施しています。

必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業があります。本市の独自事業としては、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などを実施しています。

なお、必須事業の内、現在、市内に地域活動支援センター事業が未整備となっており、サービス提供事業所への働きかけが必要となっています。

コミュニケーション支援事業としては、手話奉仕員の派遣事業を実施しています。事業の担い手である人材の養成については、手話講習会を入門コース（昼間・夜間の部）および基礎会話コースとして実施しています。また、点字講習会についても実施していますが、要約筆記の講習会が実施できておらず、今後の課題となっています。

6-2 方針

地域生活支援事業は、障害のある方及び障害のある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、本市の実態や利用者の状況に応じた柔軟な形態で市が効率的・効果的に実施するものです。

必須事業の内、市内で未整備となっている地域活動支援センターについては、市内のサービス提供事業所が新体系サービスへ移行する際、関係機関に働きかけていきます。

移動支援については、地域生活支援事業への移行に伴い、これまでの個別支援に加え、障害のある方が複数で同時に支援を受ける場合や、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへ障害のある方が複数で同時に参加する際の支援などについて、「グループ支援型」等も想定されていることから、今後、柔軟な対応ができるように検討していきます。

日中一時支援については、現在、「市立障害児童センター」、「市立はばたき園」、「市立みきの路」で実施しているものの、長期休暇時や放課後の支援について、学童保育を受けることができない小学校4年生以上の障害のある児童に多くのニーズが存在しています。今後は、日中一時支援の新たなサービス提供事業所が確保できるように働きかけていきます。

6-3 見込量

表 相談支援事業の見込量（再掲）

(単位：実施見込箇所数)

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	(箇所)	3	3	3
地域自立支援協議会		1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		0	0	1
成年後見制度利用支援事業		1	1	1

手話通訳の見込量は平成19年度の実績値を軸に伸びを勘案して設定しています。要約筆記については今後利用される可能性を見込み、数値を設定しています。

表 コミュニケーション支援事業の見込量

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳派遣事業	年間実利用 見込者数(人)	23	25	27
要約筆記派遣事業		0	0	1
手話通訳者設置事業	実設置 見込者数(人)	1	1	1

日常生活用具給付等事業の見込量は平成19年度の実績値を軸に伸びを勘案して算出しています。

表 日常生活用具給付等事業の見込量

(単位：給付等見込件数)

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	(件)	15	15	16
自立生活支援用具		34	34	35
在宅療養等支援用具		19	19	20
情報・意思疎通支援用具		29	29	30
排泄管理支援用具		1,980	2,040	2,100
住宅改修費		6	6	6

平成20年8月の実績値を軸に8頁の「サービス見込量の算出方法」の考え方をもとに見込量を算出しています。

表 移動支援事業の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	(人分)	45	55	68
	(時間分)	450	550	680
知的障害者	(人分)	45	55	65
	(時間分)	405	495	585
精神障害者	(人分)	5	7	10
	(時間分)	50	70	100
障害児	(人分)	35	38	42
	(時間分)	700	760	840

地域活動支援センター事業について相談支援拠点の設置による機能強化事業などを想定して見込量を設定しています。

表 地域活動支援センター事業の見込量

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
基礎的事業	(箇所)	1	1	1	
	(人分)	15	15	15	
機能強化事業	(箇所)	1	1	1	
		I型	0	0	0
		II型	1	1	1

表 日中一時支援事業の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・年間利用回数)

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	(人分)	16	18	20
	(回)	620	698	775

表 訪問入浴サービス事業の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・年間利用回数)

サービスの内容等	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴サービス事業	(人分)	4	5	6
	(回)	320	400	480

6-4 見込量確保のための方策

事業名	事業内容
相談支援事業	<p>障害のある方、障害のある児童の保護者または障害のある方の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>【参照】 「5 相談・サービス利用体制の整備」^⑧</p>
コミュニケーション支援事業	<p>意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等の方に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所に手話通訳者を配置しています。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>重度の身体障害や知的障害のある方が自力で日常生活を営むための用具の給付を行います。</p> <p>補装具や日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、携帯用会話補助装置の要件を拡大するなど品目を追加し制度の充実に努めます。また、大阪府立介護実習・普及センターを活用して福祉用具の情報提供や利用促進を図ります。</p>
移動支援事業	<p>外出及び社会参加が困難な障害のある方に対し、ガイドヘルパーを派遣します。施設入所者の帰省時の利用の実施など、柔軟な対応ができるように検討していきます。</p>
地域活動支援センター事業	<p>創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。</p> <p>市内のサービス提供事業所が新体系サービスへ移行する際、地域活動支援センターへの移行を関係機関に働きかけていきます。</p> <p>「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。基礎的事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ、I型～II型までの類型が設定されています。</p> <p>I型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。相談支援拠点の設置によって整備を目指します。</p> <p>II型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>重度の身体障害の方の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。これまでの週1回のサービスを平成19年4月から週2回に拡充しています。</p>

^⑧ 62～65頁の「三障害の総合的な相談支援体制の構築」と「相談支援事業の機能強化」参照

<p>日中一時支援事業</p>	<p>障害のある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。市立施設以外の新しいサービス提供事業所の確保に努めます。</p>
<p>声の広報等発行事業</p>	<p>市が発行する広報等の内容を吹き込んだカセットテープを視覚障害の方に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。また、今後はデイジー（デジタル音声情報システム）録音機器による録音を進めていきます。</p>
<p>自動車運転免許取得費助成事業</p>	<p>身体障害の方に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。</p>
<p>自動車改造費助成事業</p>	<p>身体障害の方が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。</p>

第5章 計画の推進体制

1 庁内の連携

庁内においては保健福祉部内で「地域福祉計画」を軸にして、個別の計画の進行管理などを総合的に行う組織の整備に努めます。

本計画の推進にあたっては、庁内の関連部局との連携がこれまで以上に重要であり、公共施設の再配置の検討にあわせて、相談支援の拠点を設置できるよう検討します。

2 障害のある方や住民による取り組みの推進

本計画の進行管理については、障害者施策推進協議会や地域自立支援協議会において定期的に障害のある方の実態やニーズを把握するための調査・研究や、計画の評価システムを検討するとともに、本計画に定められた障害福祉サービス等の数値の見込みや取り組み方策の検証などを行い、常に計画推進状況や推進上の課題が明らかになるよう努めます。

また、住民一人ひとりが障害に関する知識と理解を深め、互いの個性を尊重し助け合う取り組みを推進します。

さらに、障害のある方自らが障害者施策の推進に参画できるように、市役所と当事者団体との活動の連携強化や地域自立支援協議会等を活用した障害のある方本人やその支援者等と意見を交換する場の充実に努めます。

3 サービス提供事業者や民間事業者の役割

障害者自立支援法の下、新たな社会福祉法人、NPO法人や民間サービス提供事業者の参入によって運営主体の多様化が進むものと思われます。本市では先駆的な事業構想に対し、行政が場の確保や人材のコーディネートなどの支援を行うことにより事業化を図るなど、新たな発想による育成支援のあり方について検討を進めます。さらに、量だけでなく質を確保するために、サービス提供事業者の適切な育成が図られるよう支援します。

また、これまで障害別に培ってきた相談支援体制を総合化するシステムについて、サービス提供事業者、行政や関係機関が連携して検討していきます。

障害のある方が社会的に自立した生活を送るためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業においては、法定雇用率達成の視点だけでなく、障害のある方が安心して就労できる環境や雇用条件の整備、障害のある方が従事できる職種の確保などの強化が求められます。市役所においてはこれまでと同様に積極的な障害者雇用を推進するとともに、一般の企業における障害のある方の雇用促進を図ります。

4 地域全体での取り組み

財政状況が厳しい中で福祉施策を充実してきた本市としては、昨今の金融危機などによる景況環境の悪化の中で、これまでの市による施策の充実とともに、市民の英知や力による支えあいもさらに重要な取り組みになると認識しています。市民の活動としてはすでに、小地域ネットワークによる障害のある方と地域との交流や地域福祉計画での取り組み、民生委員・児童委員などの活動などが市民の努力によって進められています。今後は障害福祉サービス等の障害者自立支援法による公のサービス等を利用しながら、地域全体で障害のある方が過ごしやすいまちづくりをより一層考えていく必要があります。

5 計画の広報・啓発活動

本計画の周知を図るため、「広報せつつ」・「広報せつつおしらせ版」や市のホームページで公表するとともに、本計画の概要版を配布したり、障害福祉課などで情報を発信したりします。また、4章の「相談・サービス利用体制の整備」に描いたように、障害のある方の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う場を設置していきます。

6 近隣市町との連携の強化

本市の場合、隣接している茨木市と「三島障害保健福祉圏域^⑨」を形成しており、公共職業安定所や保健所は茨木市内にあります。

また、国事業へ移行し茨木市も圏域とする「障害者就業・生活支援センター事業」を本市の摂津市社会福祉事業団で実施しています。

さらに、当初は大阪府の事業として取り組まれ、その後国の事業となり、平成18年10月から都道府県の地域生活支援事業となった「精神障害者退院促進支援事業」についても茨木保健所や茨木市・島本町と連携して取り組んでいます。

このように、雇用や精神障害福祉の分野ではこれまでも茨木市をはじめとして、茨木市内の公共職業安定所や保健所などの行政機関と連携してきましたが、特に、精神障害の保健・福祉分野において、本市には精神科の医療機関が1箇所だけと社会資源が限られていることから、障害保健福祉圏域内の行政機関との連携を強化していきます。

また、重度の障害のある方への対応についても、訪問系サービスをはじめ「三島障害保健福祉圏域」での対応に努めます。

^⑨ 当初、高槻市と「三島東障害保健福祉圏域」を形成していた島本町も高槻市が中核市に移行後、「三島障害保健福祉圏域」に含まれています。

資料

1 計画策定の経緯

	日 程	会議の名称等	報告・議事内容等
平成二十年	6月9日(月) 14:00~16:00	摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期計画策定スケジュール案の報告 ●第2期計画策定の趣旨の報告 ●障害のある方のニーズ調査の設問項目の検討
	7月15日(火)～ 31日(木)	障害のある方のニーズ調査の実施	●障害福祉サービス等の利用状況や利用意向を把握
	8月～9月中旬	当事者団体及び関連団体ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉計画等についての意見を把握 ・摂津市手をつなぐ親の会 ・摂津市肢体不自由児者父母の会 ・(福)あけぼの福祉会 ・つながりの会 ・自閉症児を持つ親の会クローバー ・(福)光摂会 ・摂津市身体障害者福祉協会 ・市立みきの路 ・社会福祉事業団 ・その他のサービス提供事業者 等
	9月29日(月) 14:00~16:00	摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●地域自立支援協議会からの報告 ●第1期計画の進捗状況の報告 ●障害のある方のニーズ調査の報告
	12月24日(水) 14:00~16:00	摂津市障害者施策推進協議会	●第2期計画素案の検討
平成二十一年	2月9日(月)～ 23日(月)	パブリックコメントの募集	●市のホームページ、市役所や関連機関等で第2期計画素案を公表
	3月23日(月) 14:00~16:00	摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの報告 ●第2期計画案の検討

2 摂津市障害者施策推進協議会

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例

昭和 51 年 6 月 28 日

条例第 19 号

〔注〕 平成 17 年から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 26 条第 4 項の規定に基づき、摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平 17 条例 36・一部改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。

4 協議会に特別の事項を調査審議させるため、5 名以内の専門員を置くことができる。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（平 17 条例 36・一部改正）

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平 17 条例 36・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 7 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 51 年 6 月 28 日

規則第 13 号

〔注〕 平成 20 年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、摂津市障害者施策推進協議会条例（昭和 51 年摂津市条例第 19 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議において必要と認めたときは、専門員又は会議の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 3 条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(平 20 規則 6・一部改正)

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 31 日規則第 16 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会委員名簿

平成21年2月1日現在（順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団 体（役職名）
学識経験者	◎ 小倉 襄二	同志社大学名誉教授
	○ 加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授
関係団体の 代表者	山中 隆	摂津市身体障害者福祉協会
	稲田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	今城 秋子	摂津市肢体不自由児者父母の会
	田中 清	あけぼの福祉会
	梶村 源二	摂津市社会福祉協議会
	伊藤 啓子 （平成21年1月まで）	人権擁護委員
	門永 万美 （平成21年2月から）	
	下野 英世	摂津市医師会
	大浦 元孝	摂津市医師会
	松本 宏士	摂津市歯科医師会
	阪田 雅克	摂津市商工会
	村上 弘二	摂津市人権協会
田口 伸一	連合大阪吹摂地区協議会	
関係行政機関の 職員	山上 時津子	吹田子ども家庭センター所長
	一居 誠	茨木保健所所長
	岡本 壽	茨木公共職業安定所所長
	羽原 修	摂津市教育委員会教育総務部長
	佐藤 芳雄	摂津市保健福祉部長

* 区分欄の◎は会長、○は会長職務代理者

○ 計画推進にむけた摂津市障害者施策推進協議会のコメント

(論点)

- (1) 摂津市第2期障害福祉計画は自治体としての摂津市が展開してきた第1期計画をはじめ、永年にわたる先駆的な障害者施策のすぐれた実績を基礎とするものである。当事者のアンケートをはじめ、周到な準備のなかでとりまとめられたもので、その実現に高い評価と期待がある。
- (2) 本計画の根幹はいわゆる三障害分野の統合、系統性を基本とする計画であって、各分野の施策の具体化についてはこの基本軸として具体化をはかる必要がある。
- (3) 従来の施策、そのシステムを計画の趣旨にしたがって改革・調整を行う必要がある。三障害の総合的な対応についての行政拠点の責任の明確化と当事者・市民への十全の理解を得る努力も必要である。
- (4) 計画はややもすると行政の内部的な取扱いになる傾向がある。「障害者自立支援法」の改正の動向を併せて、当事者・市民に対する計画の具現にかかわる〈情報〉への新しい工夫とアイデアをもって周到に発信することが求められる。
- (5) 計画は市民参加・市民とともに障害福祉の保障のために、各般にわたる現況分析と施策について提示している。いわば、障害施策についての市民の共感と連帯・情報化が計画具現の前提となる。このための自治体としてのとりくみをさらに明確にする必要がある。
- (6) 障害福祉施策の具体化にはさまざまなバリア（障壁）が存在する。多くの改革・是正もみられる障害者差別の現実も幅広く存在している。この解消のための市民啓発・教育・広報についてもこの計画の中でさらに強化するプログラムが望まれる。
- (7) 障害者福祉施策は本計画の各般にわたり極めて多系列多様である。障害者のライフステージ、ライフサイクルは変容する。計画の具現にあたってはこの“変容”を恒に施策の展開にあわせて検証・有効化する必要がある。この方途はきわめて困難であるが新しい専門（職）性への配慮をふくめて検討を要する。
- (8) 障害当事者は一般的に“情報弱者”であり、その権利主張は埋没する傾きもある。施策・サービスの内実についても不作為や侵害があってもその権利保障・回復が遅滞・阻害されることもある。行政サイドにいわゆるオンブズマン的な積極的な苦情処理のための責任体制を設定することが望ましい。
- (9) 本計画は三障害それぞれに対応しているが、たとえば「発達障害児」などの多様な、潜在しがちな主題がある。三障害の既存の対象枠にとどまらず新しいタイプのニーズに対しての責任体制が必要である。この場合、特に教育委員会サイドとの緊密な連携が必須となる。
- (10) 特に医療・介護セクション・施設との施策面での連携を重視したい。

3 障害のある方のニーズ調査の結果概要

・調査対象

平成 20 年 4 月 1 日現在、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方と自立支援医療の利用者、障害福祉サービス受給者等の中から無作為抽出の方法で選びました。

・調査対象の抽出 無作為抽出法

・調査方法 郵送法

18 歳未満と 18 歳以上で調査票の内容を分けて配布

・調査期間 平成 20 年 7 月 15 日～7 月 31 日

ただし、8 月 11 日までに返信された調査票は集計の対象としています。

分野	調査結果の内容
調査の概要 回答者の属性	<p>① 回答率 有効回収票の回収率は全体で 48.1%、18 歳以上では 48.6%、18 歳未満では 41.5%となっています。</p> <p>② 手帳別回答者の属性 ～18 歳以上では身体障害者手帳所持者が最も多く、障害のある児童では療育手帳所持者が多い。～ 18 歳以上では身体障害者手帳所持者が 62.5%、療育手帳所持者は 18.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 15.1%となっています。 障害のある児童では身体障害者手帳所持者が 37.7%、療育手帳所持者は 83.7%となっています。</p>
訪問系サービス・短期入所(ショートステイ)	<p>① 訪問系サービスの利用者満足度 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害のある児童ともに「とても満足している」と「やや満足している」を合わせた「満足している」が、「やや不満である」と「とても不満である」を合わせた「不満である」を上回っており、8割以上となっています。</p> <p>② 訪問系サービスの今後の利用程度 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「現状と同じぐらい利用したい」(65.6%・21 件、50.0%・7 件、86.7%・13 件) が最も多く、次いで「現状より多く利用したい」(28.1%・9 件、35.7%・5 件、13.3%・2 件) となっています。</p> <p>③ 短期入所(ショートステイ)で不満に感じていること 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害のある児童ともに利用者の不満は「緊急の時に利用しにくい」(2 件、3 件、1 件、2 件) が最も多くなっています。</p>
日中活動系サービス	<p>① 日中活動系サービスの利用者満足度(18 歳以上) 新体系サービスの中の日中活動系サービスはいずれのサービスでも利用者の概ね 7 割台が満足と評価しています。</p>

	<p>② 障害のある児童の日中活動系サービスの利用者満足度 児童デイサービスについては8割が満足と評価していますが、日中一時支援については8割弱が不満と回答しています。日中一時支援の利用で不満に感じていることは、「事業所数や定員が少ない」（6件）が最も多く、「利用したい時間に利用できない」、「利用できる時間が少ない」（いずれも5件）となっています。</p> <p>③ 通所施設の新体系サービスへの移行に対する不安度 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに、「やや不安に思う」（37.8%、36.8%、39.4%）が最も多くなっています。身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、次いで「とても不安に思う」（22.2%、30.3%）が多く、療育手帳所持者では「あまり不安に思わない」（22.1%）となっています。</p> <p>③ 今後利用したい日中活動系サービス 今後利用したい障害福祉サービスの回答から、日中活動系サービスのみ注目すると、身体障害者手帳所持者では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」（13.1%）、療育手帳所持者では「生活介護」（16.1%）が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が23.5%で最も多く、次いで「就労継続支援」（21.3%）、「就労移行支援」（20.6%）となっています。</p> <p>④ 休みの日や放課後の過ごし方の希望（障害のある児童） 障害のある児童の回答の内、希望は「散歩や外出」（48.1%）が最も多く、次いで「家の中で勉強したり遊んだりしている（する）」（32.7%）、「公園・校庭や園庭で遊ぶ」（30.8%）となっています。</p>
居住	<p>① 将来の居留意向 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害のある児童ともに「持ち家（家族の持ち家を含む）」（59.3%、28.6%、44.9%、50.8%）が最も多く、次いで身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「公営住宅や民間の賃貸住宅」（17.4%、32.4%）、療育手帳所持者では「障害者入所施設」（26.2%）、障害のある児童では「公営住宅や民間の賃貸住宅」、「ケアホームやグループホーム等」（いずれも13.1%）となっています。 調査票の記入者別にみると、「持ち家」と「公営住宅や民間の賃貸住宅」の合計は記入者が本人では82.2%と8割以上を占めていますが、記入者が家族・親戚では56.1%にとどまっています。障害者入所施設は家族・親戚では18.1%で本人の希望（2.9%）を上回っています。</p>
就労	<p>① 収入源、月平均収入額 ～15万円以下の収入の方が多数、年金・手取りが収入源の中心～ 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「年金・手当など」（49.6%、68.5%、66.2%）が最も多くなっています。</p> <p>② 就労状況と就労意向 ～就労の潜在的なニーズが存在～ 一般就労で働いている方（身体障害者手帳所持者31.1%、療育手帳所持者18.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者10.2%）より、一般就労で働きたい方（身体障害者手帳所持者42.9%・11.8ポイント差、療育手帳所持者26.2%・7.8ポイント差、精神障害者保健福祉手帳所持者39.0%・28.8</p>

ポイント差)の比率が上回っており、その差は精神障害者保健福祉手帳所持者、身体障害者手帳所持者で顕著にあらわれています。

～本人は正社員の意向が強いが家族は授産施設・作業所等の意向～

調査票の記入者別にみると、記入者が本人では「会社や団体の正規の職員として働きたい(続けたい)」(26.0%)が最も多く、次いで「パート、アルバイト、臨時雇いとして働きたい(続けたい)」(20.1%)「仕事をしたくない」(18.0%)となっているのに対して、記入者が家族・親戚では「その他」に続いて「授産施設・作業所等に通いたい(続けたい)」(18.5%)、「仕事をしたくない」(17.3%)となっています。

～仕事をしていない方の4割弱が働きたいと回答～

就労状況別にみると、「会社や団体の正規の職員」、「パート、アルバイト、臨時雇い」、「自営業」、「家業の手伝い、内職、在宅就労等」、「授産施設・作業所等」および「仕事をしていない」と回答した方で、現在の状態を維持したいという回答が最も多くなっています。「パート、アルバイト、臨時雇い」の方では「会社や団体の正規の職員として働きたい(続けたい)」(29.9%)が約3割を占めています。また、「仕事をしていない」方の内36.0%がなんらかの形で働きたいと回答しています。

～希望する就労場所は市内～

希望する就労場所をみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害のある児童ともに「市内」(67.8%、83.7%、58.2%、79.6%)が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では市外の希望も40.3%あります。

③ 仕事を見つけた方法

～「直接自分で探した」や「ハローワークの紹介」以外に「障害者就業・生活支援センターからの情報提供」も多い。～

身体障害者手帳所持者では、「直接自分で探した」(22.9%)が最も多く、次いで「友人、知人、家族の紹介」(21.7%)となっています。療育手帳所持者では、「ハローワークの紹介」(29.0%)が最も多く、次いで「障害者就業・生活支援センターからの情報提供」(19.4%)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「直接自分で探した」(42.9%・6件)が最も多く、次いで「ハローワークの紹介」、「新聞や求人情報誌で見つけた」(いずれも21.4%・3件)となっています。

④ 障害のある方が働くために必要な環境や支援

身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では「障害にあった仕事があること」(50.6%、54.8%)が最も多く、次いで「事業主や職場の人が障害者雇用について十分理解していること」(44.4%、44.0%)となっています。身体障害者手帳所持者では、「短時間労働など、健康状態にあわせた働き方ができること」(37.7%)、療育手帳所持者では「同じ様な障害のある仲間と一緒に働けること」(41.7%)が続きます。精神障害者保健福祉手帳所持者では「事業主や職場の人が障害者雇用について十分理解していること」(51.5%)が最も多く、次いで「障害にあった仕事があること」、「短時間労働など、健康状態にあわせた働き方ができること」(いずれも48.5%)、「就労や仕事に関する情報を提供・あっせんする場」(36.8%)となっています。

相談・サービス利用体制	<p>① 障害福祉サービスを利用していない理由 障害福祉サービスを利用していない方の内、「利用の仕方やサービスの内容を知らない」について、障害のある児童の25.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者の25.3%、療育手帳所持者の21.3%、身体障害者手帳所持者の15.9%が回答しています。</p> <p>② 相談支援事業者等の認知度 相談支援事業者等の認知度をみると、「知っている」は療育手帳所持者(54.2%)が最も多く、以下、障害のある児童(32.8%)、身体障害者手帳所持者(27.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者(22.8%)となっています。</p> <p>③ サービスの利用しやすさ、わかりやすさ 障害者自立支援法によるサービス等の利用の変化では、利用できる福祉サービスの種類、量、質については、「変わらない」が最も多く、次いで「増えた」や「良くなった」の回答がつづいていますが、サービスの利用しやすさやわかりやすさの間では「変わらない」につづいて、「利用しにくくなった」や「わかりにくくなった」となっています。</p> <p>④ 何でも相談できる総合的な相談窓口の必要性 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害のある児童ともに「とても必要である」(71.0%、74.4%、72.8%、80.3%)が最も多くなっています。</p>
地域生活支援事業	<p>① 今後利用したい地域生活支援事業 今後利用したい障害福祉サービスの回答から、地域生活支援事業に注目すると、身体障害者手帳所持者では「日常生活用具の給付または貸与」(15.5%)が最も多く、次いで「移動支援(ガイドヘルプ)」(14.2%)となっています。療育手帳所持者では「移動支援(ガイドヘルプ)」(23.8%)が最も多く、次いで「相談支援」(21.4%)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談支援」(23.5%)が最も多く、次いで「地域活動支援センターへの通所」(13.2%)となっています。障害のある児童では「移動支援」(45.9%)が最も多く、次いで「日中一時支援(日帰りショート)」(34.4%)となっています。</p>
今後利用したい障害福祉サービス等	<p>～身体障害者手帳所持者では「日常生活用具の給付または貸与」、療育手帳所持者では「短期入所(ショートステイ)」、移動支援(ガイドヘルプ)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」、「相談支援」、障害のある児童では「移動支援(ガイドヘルプ)」～</p> <p>身体障害者手帳所持者では、「日常生活用具の給付または貸与」(15.5%)が最も多く、次いで「移動支援(ガイドヘルプ)」(14.2%)、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」(13.1%)となっています。療育手帳所持者では、「短期入所(ショートステイ)」、「移動支援(ガイドヘルプ)」(いずれも23.8%)が最も多く、次いで「相談支援」(21.4%)、「生活介護」(16.1%)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」、「相談支援」(いずれも23.5%)が最も多く、次いで「就労継続支援」(21.3%)、「就労移行支援」(20.6%)となっています。</p> <p>障害のある児童では、「移動支援(ガイドヘルプ)」(45.9%)が最も多く、「児童デイサービス」、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」、「日中一時支援(日帰りショート)」(いずれも34.4%)、「就労移行支援」(29.5%)となっています。</p>

<p>将来の暮らし方</p>	<p>① 将来の生活の不安感</p> <p>将来の生活の不安感をみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害のある児童ともに「不安に思う」(59.1%、60.7%、61.8%、57.4%)が最も多く、次いで「やや不安に思う」(25.0%、19.0%、20.6%、26.2%)となっています。</p> <p>調査票の記入者別にみると、「不安に思う」と「やや不安に思う」の合計は記入者が本人では84.8%、記入者が家族・親戚では84.6%とほぼ同じとなっています。</p> <p>② 自立した暮らしを続けるために必要なこと</p> <p>自立した暮らしを続けるために必要なことをみると、身体障害者手帳所持者では「家族の理解」(43.5%)が最も多く、次いで「安定した収入が得られること」(42.6%)、「親身に相談できる人との出会い」(32.7%)となっています。療育手帳所持者では「安定した収入が得られること」(42.9%)が最も多く、次いで「地域の人への障害者に対する理解」(37.5%)、「親身に相談できる人との出会い」、「家族の理解」(いずれも36.9%)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「安定した収入が得られること」(55.1%)が最も多く、次いで「親身に相談できる人との出会い」(52.9%)、「家族の理解」(47.8%)となっています。障害のある児童では「地域の人への障害者に対する理解」(65.6%)が最も多く、次いで「安定した収入が得られること」(62.3%)、「働く場が確保されること」(59.0%)となっています。</p> <p>調査票の記入者別にみると、記入者が本人では「安定した収入が得られること」(52.0%)が最も多く、次いで「家族の理解」(47.5%)、「親身に相談できる人との出会い」(42.1%)となっています。記入者が家族・親戚では「家族の理解」(39.2%)が最も多く、次いで「安定した収入が得られること」(35.0%)、「入所施設が利用できること」(34.2%)となっています。</p> <p>③ 卒業後の進路の希望</p> <p>年齢別にみると、5歳以下では「地域の小・中学校・高等学校に進学したい」(66.7%・6件)、6歳～14歳では「盲学校、聾学校、特別支援(養護)学校の小・中・高等部に進学したい」(46.9%)、15歳～17歳では「障害児(者)の施設に通所したい」(40.0%・4件)がそれぞれ最も多くなっています。</p>
----------------	--

第2期摂津市障害福祉計画

平成21年3月

発行 摂津市保健福祉部障害福祉課

大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111 (大代表)

072-638-0007 (代表)

FAX 06-6383-9031

裏表紙イラスト：摂津市マスコットキャラクター「セッピー」